

# 蟹江町

## くらしの便利帳

### KANIE TOWN GUIDE



須成祭  
国指定重要無形民俗文化財  
ユネスコ無形文化遺産



蟹江町観光交流センター「さいと祭人」



蟹江町多世代交流施設「せんと泉人」

届出と証明	P1
児童・教育	P10
医療・福祉 年金・健康	P19
環境	P36
まちづくり・産業	P41
水道	P45
消防・防災	P55
議会・選挙	P59
税金	P62
各種相談	P67

蟹江町では、各種届出の方法や税金、福祉に関する情報など町民の皆様の暮らしに役立つ情報をまとめた生活ガイドブック「蟹江町くらしの便利帳」を転入者の方向けに作成しています。くらしの便利帳は、蟹江町公式ホームページでも掲載しているので、右記二次元コードからもご確認できます。



# 目次

<b>届出と証明</b> .....	<b>- 1 -</b>
戸籍に関するおもな届出.....	- 1 -
住所に関するおもな届出.....	- 2 -
印鑑登録.....	- 3 -
戸籍、住民票、印鑑登録などに関するおもな証明.....	- 4 -
コンビニ交付サービス.....	- 5 -
外国人の方のおもな届出.....	- 6 -
マイナンバーカード（個人番号カード）.....	- 7 -
スマホ用電子証明書.....	- 8 -
火葬許可証.....	- 9 -
斎苑使用許可証.....	- 9 -
斎苑の利用.....	- 9 -
<b>児童・教育</b> .....	<b>- 10 -</b>
児童に関するおもな施設.....	- 10 -
児童に関するおもな手当.....	- 14 -
小・中学校に関するおもな手続き.....	- 15 -
教育に関するおもな補助制度.....	- 16 -
図書館の利用.....	- 16 -
生涯学習事業と施設.....	- 17 -
<b>医療・福祉・年金・健康</b> .....	<b>- 19 -</b>
国民健康保険.....	- 19 -
後期高齢者医療.....	- 22 -
福祉医療.....	- 23 -
高齢者福祉.....	- 25 -
介護保険.....	- 26 -
心身障がい者福祉.....	- 27 -
そのほかの福祉.....	- 29 -
蟹江町社会福祉協議会.....	- 30 -
年金の加入方法と保険料.....	- 31 -
国民年金に関するおもな届出.....	- 32 -
大人の健康に関するおもな事業.....	- 33 -
こどもの健康に関するおもな事業.....	- 34 -
<b>環境</b> .....	<b>- 36 -</b>
ごみ処理.....	- 36 -
犬・猫.....	- 39 -
し尿・浄化槽.....	- 40 -
住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金.....	- 40 -
公害.....	- 40 -
<b>まちづくり・産業</b> .....	<b>- 41 -</b>
都市計画に関するおもな内容.....	- 41 -
道路に関するおもな内容.....	- 41 -
農地の権利移動.....	- 42 -
産業に関するおもな相談・融資.....	- 42 -

<b>水道</b> .....	<b>- 45 -</b>
水道に関するおもな内容.....	- 45 -
下水道に関するおもな内容.....	- 50 -
<b>消防・防災</b> .....	<b>- 55 -</b>
火災・救急に関する予備知識.....	- 55 -
交通事故に関する予備知識.....	- 55 -
防災に関する予備知識.....	- 56 -
<b>議会・選挙</b> .....	<b>- 59 -</b>
議会に関するおもな内容.....	- 59 -
選挙に関するおもな内容.....	- 60 -
<b>税金</b> .....	<b>- 62 -</b>
町税について .....	- 62 -
税金に関するおもな証明.....	- 65 -
税金の納付について.....	- 66 -
<b>各種相談</b> .....	<b>- 67 -</b>

■蟹江町役場 ☎0567(95)1111

# 届出と証明

あなたと町の接点は、正確な情報交換から始まります。  
必要なとき、すぐに対応できるよう届出は早く正しく。

## 戸籍に関するおもな届出 問合せ：住民課（内線 191・192）

名称	届出期間	届出先	必要なもの	届出人
出生届	出生の日から 14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>子の本籍地</li> <li>届出人の住所地</li> <li>出生地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生証明書</li> <li>母子健康手帳</li> <li>個人番号カード交付申請書（申請は任意） （※1）</li> </ul>	父、母
死亡届	死亡の事実を 知った日から 7日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡者の本籍地</li> <li>届出人の住所地</li> <li>死亡地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡診断書（※2）</li> <li>印鑑登録証（登録者のみ）</li> </ul>	親族
婚姻届 （※4）	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>夫または妻の本籍地</li> <li>夫または妻の住所地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード及び暗証番号（お持ちの方で姓が変わる方）</li> <li>証人（成人2人）の署名</li> <li>本人確認書類（※3）</li> </ul>	夫婦
離婚届 （協議離婚） （※4）			<ul style="list-style-type: none"> <li>証人（成人2人）の署名</li> <li>マイナンバーカード（お持ちの方で姓が変わる方）</li> <li>本人確認書類（※3）</li> </ul>	
離婚届 （裁判離婚） （※4）	調停成立、 審判確定、 判決確定の 日から10日 以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>夫婦の本籍地</li> <li>夫または妻の住所地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード及び暗証番号（お持ちの方で姓が変わる方）</li> <li>調停によるときは、調停調書の謄本</li> <li>審判によるときは、審判書の謄本と確定証明書</li> <li>和解によるときは、和解調書の謄本</li> <li>判決によるときは、判決書の謄本と確定証明書</li> </ul>	申立人
転籍届 （本籍を移動 すること） （※4）	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>本籍地</li> <li>住所地</li> <li>転籍地</li> </ul>	/	筆頭者 及び 配偶者

（※1）令和6年12月2日より、マイナンバーカードを速やかに受け取る必要がある方を対象に、最短1週間でカード発行が可能となる特急発行の仕組みが開始しました。出生届と同時に申請が可能です。

（※2）死亡診断書は原本の提出が必要となりますので、死亡診断書の写し、コピーは届出前にご自分で作成してください。

（※3）本人確認書類

①次のうち1点

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書

②①をお持ちでない方は次のうち2点

各種健康保険の資格確認書、年金手帳、キャッシュカード、通帳、クレジットカード

（※4）令和6年3月1日に戸籍法の一部を改正する法律が施行されたことにより、婚姻、離婚、転籍、養子縁組、養子離縁等の届出を本籍地以外にするとときに戸籍謄本の添付を省略することができます。

### ●注意事項

- ・戸籍届出の際の押印は任意です。

## 住所に関するおもな届出 問合せ：住民課（内線 191・192）

名称	届出期間	必要なもの
転入届	転入から 14 日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前住所地の市区町村長が発行した転出証明書</li> <li>・ 本人確認書類（※1）</li> <li>・ マイナンバーカード及び暗証番号（発行者のみ）</li> <li>・ 在留カードまたは特別永住者証明書（外国人の方のみ）</li> </ul>
転出届 （※2）	転出する前後の 14 日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人確認書類（※1）</li> <li>・ 印鑑登録証（登録者のみ）</li> <li>・ マイナンバーカード（マイナンバーを利用して転出される方及び国外転出される方のみ）</li> <li>・ 国民健康保険資格確認書または後期高齢者医療資格確認書（加入者のみ）</li> <li>・ 介護保険被保険者証</li> </ul>
転居届	町内で住所を移した日から 14 日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人確認書類（※1）</li> <li>・ マイナンバーカード及び暗証番号（発行者のみ）</li> <li>・ 国民健康保険資格確認書または後期高齢者医療資格確認書（加入者のみ）</li> <li>・ 介護保険被保険者証</li> <li>・ 在留カードまたは特別永住者証明書（外国人の方のみ）</li> </ul>
世帯の変更届	世帯の合併、分離、構成変更、世帯主変更があった日から 14 日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人確認書類（※1）</li> <li>・ 国民健康保険資格確認書または後期高齢者医療資格確認書（加入者のみ）</li> </ul>

（※1）本人確認書類

① 次のうち 1 点

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書

② ①をお持ちでない方は次のうち 2 点

各種健康保険の資格確認書、年金手帳、キャッシュカード、通帳、クレジットカード

（※2）マイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書を利用して、マイナポータルからオンラインで申請できません。

### ● 注意事項

- ・ 本人及び同一世帯以外の方からの届出は、委任状が必要です。
- ・ オンラインで転出の手続きをした場合、マイナンバーカード及び暗証番号を持参し、新住所地の窓口で転入の手続きが必要です。また、異動情報の反映まで時間がかかる可能性があります。

## 印鑑登録 問合せ：住民課（内線 191・192）

種類	必要なもの
新規登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録する印鑑</li> <li>・官公庁が発行した顔写真付きの本人確認書類</li> </ul> <p>(※1) 上記以外の本人確認書類の場合、本人からの申請でも本人への照会を郵便で行いますので、登録できるまでに数日かかります。</p> <p>(※2) 代理人による申請の場合、登録する印鑑および本人からの委任状、代理人の本人確認書類が必要となります。申請後、本人への照会を郵便で行いますので、登録できるまでに数日かかります。</p>
印鑑登録証明書の申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録証</li> <li>・申請者（代理人を含む）の本人確認書類</li> </ul> <p>(※3) 代理人申請のときは登録者本人の住所、氏名、生年月日を記入していただきます。</p>
印鑑登録証をなくしたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録した印鑑(新規登録と同じもの)</li> <li>・官公庁が発行した顔写真付きの本人確認書類</li> </ul> <p>(※1)(※2)に同じ 再登録できるまでに数日かかります。</p>
印鑑を変えたいとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録証</li> <li>・新旧の登録印鑑</li> <li>・官公庁が発行した顔写真付きの本人確認書類</li> </ul> <p>(※1)(※2)に同じ 再登録できるまでに数日かかります。</p>
印鑑登録を廃止するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録証</li> <li>・登録した印鑑</li> <li>・官公庁が発行した顔写真付きの本人確認書類</li> </ul> <p>(※1)(※2)に同じ 廃止できるまでに数日かかります。</p>

### ●印鑑登録のできる方

蟹江町に住民登録をしている 15 歳以上の方  
(意思能力を有しない者を除く)

### ●登録できない印鑑

- ・住民票に記載してある氏名を表していないもの
- ・印影の大きさが 8mm～25mm の正方形におさまらないもの
- ・ゴム印、その他印材が変化しやすいもの
- ・印影が不鮮明なもの
- ・同じ世帯で登録している方の印鑑
- ・その他不適当なもの

### ●注意事項

- ・印鑑登録証がないと、印鑑登録証明書は交付できません。印鑑登録証は大切に保管してください。
- ・印鑑登録証明書の申請を代理人に依頼するときは、印鑑登録証を預けてください。登録印鑑、委任状は必要ありません。
- ・印鑑登録を廃止したいときや、登録してある印鑑、印鑑登録証を紛失したときは、速やかに住民課へ届け出てください。

**戸籍、住民票、印鑑登録に関するおもな証明 問合せ：住民課（内線 192）**

種別	単位	金額	種別	単位	金額
住民票の写し	1 通	200 円	戸籍謄本・抄本	1 通	450 円
住民票記載事項証明書	1 通	200 円	除籍謄本・抄本	1 通	750 円
印鑑登録証の交付	1 枚	200 円	改製原戸籍謄本・抄本	1 通	750 円
印鑑登録証明書	1 通	200 円	戸籍の附票の写し	1 通	200 円
マイナンバーカードの再発行	1 枚	1,000 円	身分証明書	1 通	200 円
マイナンバーカードの再発行 (特急発行の場合)	1 枚	2,000 円	独身証明書	1 通	200 円
			受理証明書	1 通	350 円
			戸籍電子証明書提供用識別符号(※2)	1 通	400 円
			除籍電子証明書提供用識別符号(※2)	1 通	700 円

●注意事項

- ・申請者の本人確認書類(※1)をお持ちください。
- ・本人および同一世帯の方以外による住民票の写しの申請は、委任状が必要になります。
- ・住民票の除票（転出後や死亡後の住民票）が必要な場合は、原則、委任状が必要になります。死亡したご家族の除票が必要な場合は、申請者との関係がわかる書類（戸籍謄本等）をご持参ください。
- ・住民課窓口での印鑑登録証明書の申請は、印鑑登録証が必要になります。
- ・本人またはその配偶者、直系尊属もしくは直系卑属以外の方による戸籍謄本・抄本などの申請は委任状または正当な申請理由が必要となります。
- ・戸籍に関する証明は本籍地の市町村へ申請してください。（広域交付の場合を除く）
- ・届書の受理証明書は届出をした市町村へ申請してください。
- ・本人以外の方による身分証明書、独身証明書及び受理証明書の申請は、委任状が必要になります。
- ・郵便で請求する場合は、手数料(定額小為替または現金書留)、本人確認書類(※1)の写し、返信用の封筒・切手、必要に応じてその他添付資料を同封してください。なお町ホームページの中にも郵便請求用の様式があります。

(※1)本人確認書類

①次のうち1点

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書

②①をお持ちでない方は次のうち2点

各種健康保険の資格確認書、年金手帳、キャッシュカード、通帳、クレジットカード

(※2)戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号とは

令和6年3月1日に施行された戸籍法の一部改正によって始まった制度で、戸籍証明書等の交付に代えて、その提供をもって行政機関等が戸籍電子証明書等を取得することができるものです。

●戸籍証明書等の広域交付

令和6年3月1日より戸籍証明書等の広域交付制度が開始され、本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになりました。

必要なもの	顔写真付きの本人確認書類（上記※1の①と同じ）
請求できる方	本人、配偶者、直系尊属（父母、祖父母）、直系卑属（子、孫）

※コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。

※一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。

※上記請求できる方が窓口に来ていただく必要があり、郵送や代理人による請求はできません。

## コンビニ交付サービス 問合せ：住民課（内線 192）

### ●利用できる方

- ・利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方
- ・マイナンバーカードの電子証明書の機能をスマートフォンに搭載している方

### ●取得できる証明書

証明書の種類	取得できる証明書の内容	備考
住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人のもの</li> <li>・同じ世帯全員のもの</li> <li>・同じ世帯の一部の人のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯が異なる場合は取得できません。</li> <li>・転出者、転出予定者、死亡者、発行制限の申請者のものは取得できません。</li> <li>・予定で転出届をされた人と同一世帯の人は転出予定日が到来するまでは交付できません。</li> <li>・直近の前住所を除き履歴は記載されません。</li> <li>・複数枚にわたり印刷されるものはホチキス留めがされません。お取り忘れないよう十分ご注意ください。</li> </ul>
印鑑登録証明書	本人のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に住民課での印鑑登録が必要です。印鑑登録をしていない場合は、まず住民課で登録手続きをしてください。</li> <li>・発行制限の申請者等のものは取得できません。</li> <li>・コンビニ交付サービスで印鑑登録証明書を取得するために印鑑登録証は必要ありませんが、住民課で取得する場合は、通常どおり印鑑登録証の提示が必要です。</li> </ul>

### ●利用できるおもな店舗

多機能端末機（マルチコピー機）が設置されている全国提携のコンビニエンスストア等

- ・セブン-イレブン
- ・ローソン
- ・ファミリーマート
- ・ミニストップ 等

### ●利用できる時間

午前6時30分から午後11時まで（メンテナンス日は除く）

### ●必要なもの

- ・利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードまたはマイナンバーカードの電子証明書の機能を搭載しているスマートフォン
- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁の数字）
- ・手数料（200円／1通）

※戸籍の届出や住民異動の届出がある場合、異動情報の反映に時間がかかるため、届出の後、その内容が反映された証明書が取得できるまでには日数がかかる場合があります。

## 外国人の方のおもな届出 問合せ：住民課（内線 192）

### ●在留カードの交付申請

交付対象者／中長期在留者（3か月を超える在留期間が決定された方および永住者）

手続場所／名古屋出入国在留管理局

※手続きの詳細につきましては、直接下記へお問い合わせください。

名古屋出入国在留管理局 ☎0570(052)259

### ●特別永住者証明書の交付申請

交付対象者／特別永住者

手続場所／住民課

必要なもの／特別永住者証明書、写真1枚（3か月以内に撮影したもので、上半身、正面、無帽、縦4cm×横3cm）およびパスポート

特別永住者証明書の有効期間

年齢	申請・届出	有効期間の満了日
16歳以上の方	有効期間更新申請	申請時に所持していた特別永住者証明書の有効期間の満了日後の7回目の誕生日
	住所以外の記載事項変更紛失等による再交付申請	各種届出または申請の日後の7回目の誕生日
16歳未満の方	有効期間の更新申請以外	16歳の誕生日

※16歳未満の特別永住者が所持する旧外国人登録証明書については、16歳の誕生日まで有効な特別永住者証明書とみなされます。（旧外国人登録証明書は廃棄しないでください。）

## マイナンバーカード（個人番号カード） 問合せ：住民課（内線 192）

### ●マイナンバーカードの発行

申請方法	申請に必要なもの	受取方法	受取に必要なもの
交付申請書を利用して郵送で申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書(※1)または手書用交付申請書(※2)</li> <li>・封筒(※2)</li> <li>・写真(※3)</li> </ul>	本人が右記の必要なものを持って住民課窓口で受取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付通知書(役場から後日送付します)</li> <li>・本人確認書類(※4)</li> <li>・通知カード(紛失された場合は、紛失届を提出していただきます)</li> </ul>
交付申請書(※1)を利用してインターネットで申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書(※1)</li> <li>・パソコンやスマートフォン及びEメールアドレス</li> <li>・写真</li> </ul>		
住民課窓口の写真撮影サービスによる申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類(※4)</li> </ul>		
特急発行による申請(※5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類(※6)</li> <li>・マイナンバーカード(損傷、磁器不良の場合)</li> <li>・手数料2,000円(紛失等の再発行の場合のみ)</li> <li>・遺失届受理番号(※7)</li> </ul>	地方公共団体情報システム機構(J-LIS)からご自宅等に直接送付または住民課窓口で受取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類(※4) (窓口で受取の場合のみ)</li> </ul>

### ●マイナンバーカードの再発行

申請方法	申請に必要なもの	受取方法	受取に必要なもの
本人が右記の必要なものを持って住民課窓口で申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・写真(※3)</li> <li>・遺失届受理番号(※7)</li> </ul>	本人が右記の必要なものを持って住民課窓口で受取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付通知書(役場から後日送付します)</li> <li>・本人確認書類(※4)</li> <li>・手数料1,000円</li> </ul>

(※1)当初送付された通知カードの下に付いている交付申請書、または、役場で発行された交付申請書  
交付申請書がお手元がない方は、本人確認書類(※4)を持って住民課窓口へお越しください。交付申請書  
書を再発行します。

(※2)マイナンバーカード総合サイトからダウンロードできます。  
マイナンバーカード総合サイト：<https://www.kojinbango-card.go.jp/>  
住民課の窓口でもお渡ししています。

(※3)縦4.5cm×横3.5cmで申請前6か月以内に撮影された無帽、正面、無背景のもの

(※4)本人確認書類

①次のうち1点

①運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書

②①をお持ちでない方は次のうち2点

②各種健康保険の資格確認書、年金手帳、キャッシュカード、通帳、クレジットカード

(※5)令和6年12月2日よりマイナンバーカードを速やかに受け取る必要がある方を対象に、最短1週間でカード発行が可能となる特急発行の仕組みを開始しました。出生届と同時に申請が可能です。

(※6) (※4)の①のうち2点、(※4)の①のうち1点と②のうち1点、(※4)の②のうち2点

(※7) 紛失により再交付される場合は、遺失届を届け出た警察署と遺失届受理番号が記載されたもの

## スマホ用電子証明書 問合せ：住民課（内線 192）

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードの電子証明書の機能をスマートフォンに搭載させることができます。これによりマイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけで、様々なマイナンバーカード関連サービスの利用や申込ができるようになります。

### ●申込方法

事前に準備していただくもの

- ・マイナポータルアプリ
- ・おサイフケータイアプリ
- ・署名用電子証明書と6～16桁の暗証番号

1. マイナポータルアプリを起動
2. トップ画面で「メニュー」をタップ
3. 「スマホ用電子証明書を申請する」をタップして申込

### ●可能なサービス

コンビニ交付	・取得できる証明書 住民票、印鑑登録証明書（印鑑登録してある方） ・対応開始した事業者 ファミリーマート、ローソン、セブン-イレブン ※コンビニ交付サービスに参加している市区町村でも、スマホ用電子証明書の利用に対応していない場合がありますので、ご注意ください。
マイナポータル	・子育て支援、引っ越しの手続き、確定申告のオンライン申請 ・薬剤・健診情報、母子健康手帳の自己情報の閲覧
各種民間サービスの申込	・銀行・証券の口座開設 ・携帯電話申し込み ・キャッシュレス決済申込 等
健康保険証	・環境の整った医療機関や薬局で利用できます。

### ●スマホ用電子証明書の失効又は一時利用停止

スマホ用電子証明書を登録しているスマートフォンを売却や修理に出すとき、紛失したとき、盗難に遭ったときには、利用者ご自身で電子証明書を失効又は一時利用停止する必要があります。

- ・失効手続き（スマートフォンを買い取りに出す、回収・廃棄してもらう、修理等に出す場合）  
利用していたスマートフォンでマイナポータルアプリを開き、失効手続きを行うことでスマホ用電子証明書が無効になります。
- ・一時利用停止の手続き（スマートフォンを紛失した、盗難に遭った場合）  
マイナンバー総合フリーダイヤルに連絡し、スマホ用電子証明書の一時利用停止を行うことで、一時的にスマホ用電子証明書が無効になります。一時利用停止後にスマートフォンが手元に戻ってこない場合はマイナポータルアプリから失効手続きを行ってください。

マイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178

## 火葬許可証 問合せ：住民課（内線 192）

死亡届（死産届）を提出されますと、死体（胎）火葬許可証を発行します。（死亡届の手続きは、戸籍に関するおもしな届出を参照）

- 申請場所  
住民課
- 申請に必要なもの  
死亡届（死産届）

## 斎苑使用許可証 問合せ：住民課（内線 192）

蟹江町には、2つの斎苑「本町斎苑」「舟入斎苑」があります。  
住民課に斎苑使用許可申請をされますと、斎苑使用許可証を発行します。

- 申請場所  
住民課  
※なお、申請手続きは、火葬日前日の午後3時までに行ってください。
- 申請に必要なもの  
斎苑使用許可申請書、使用料金（下表参照）
- 使用料金

区分	料金	
	町内	町外
大人	8,000 円	40,000 円
子ども（12歳未満）	4,000 円	20,000 円
死産児	2,000 円	10,000 円

## 斎苑の利用 問合せ：環境課（内線 151・152・153）

火葬の際、火葬従事者に住民課が発行した「斎苑使用許可証」と「死体（胎）火葬許可証」をお渡しください。  
火葬執行後、「斎苑使用許可証」と「死体（胎）火葬許可証」は環境課から申請者宛てに簡易書留で送付いたします。  
火葬許可証は墓地などへ納骨する際に必要となりますので、大切に保管してください。  
申請者以外の宛先へ送付を希望する場合は、斎苑使用許可申請時にお申し出ください。

- 蟹江町の斎苑

	本町斎苑	舟入斎苑
利用できる方	どなたでも ※町外の方のご利用は午後3時のみ	・蟹江町の近鉄線より南に住民登録がある方 ・名古屋市の一部の方（近鉄線以南かつ戸田川以西）
火葬時間	午前11時、午後1時、午後3時	※1月1日は、火葬を行いません。
所在地	本町六丁目140番地	名古屋市港区協和一丁目104番地
施設予約	24時間（電話で予約を受け付けます。）	

# 児童・教育

## 児童

こどもは町の未来の大切な財産です。  
大きく育て、蟹江のこどもたち。

児童に関するおもな施設 問合せ：こども福祉課（内線 156～159）

## 保育所

蟹江町には、公立6か所、私立2か所の保育所および私立2か所の認定こども園があり、仕事や病気などでお子さんの保育ができない方に代わって、その保育にあたっています。

### ●町立保育所一覧

名称	住所	電話番号	保育時間
蟹江保育所	城一丁目 525 番地	0567(95)2455	平日：午前7時30分～午後7時 土曜日：午前7時30分～午後5時
蟹江南保育所	城四丁目 244 番地	0567(95)3449	平日：午前7時30分～午後7時 土曜日：午前7時30分～午後5時
蟹江西保育所	学戸四丁目 29 番地	0567(95)6454	平日：午前7時30分～午後7時 土曜日：午前7時30分～午後5時
舟入保育所	舟入一丁目 228 番地	0567(95)6033	平日：午前7時30分～午後6時30分 土曜日：午前7時30分～午後5時
須成保育所	大字須成字古苗代 1733 番地	0567(95)0067	平日：午前7時30分～午後7時 土曜日：午前7時30分～午後5時
新蟹江北保育所	富吉三丁目 217 番地	0567(95)1050	平日：午前7時30分～午後7時 土曜日：午前7時30分～午後5時

※保育時間は、原則午前8時30分から午後4時までです。ただし、特に保育が必要と認められる児童については、午前8時から午後5時までとし、それ以外は延長保育となります。

### ●入所受付場所

こども福祉課

### ●保育料

各家庭の所得などの状況に応じて決定されます。

### ●私立保育園

名称	住所	電話番号	保育時間
はばたき保育園	本町八丁目 35 番地 1	0567(96)3123	平日：午前7時30分～午後7時 土曜日：午前7時30分～午後5時
キッズカーデン カリヨンの杜	宝三丁目 3 番地	0567(94)1230	平日：午前7時30分～午後7時 土曜日：午前7時30分～午後5時

### ●認定こども園

名称	住所	電話番号	保育時間
蟹江幼稚園	大字新千秋字後東 82 番地	0567(95)3703	平日：午前7時30分～午後7時 土曜日：午前7時30分～午後5時
須成東幼稚園	桜四丁目 224 番地	0567(95)1547	平日：午前7時30分～午後6時30分 土曜日：午前8時～午後4時

## 幼稚園

蟹江町には、私立1か所の幼稚園があります。

### ●町内私立幼稚園一覧

名称	住所	電話番号
はばたき幼稚園	本町八丁目 29 番地	0567(96)2468

## 病児保育

蟹江町では、お子さんが病気の回復期にあつて、集団保育が困難であり、かつ、保護者様が就労などのやむを得ない理由で家庭では保育できない場合に、一時的にお子さんをお預かりする病児保育事業を実施しています。

### ●対象児童

町在住で病気の回復期にあることから、入院の必要はないが、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務などの都合により家庭で保育をできない満1歳から小学校就学前までの児童

### ●実施場所

名称	住所	電話番号	保育時間
キッズカーデン カリヨンの杜	宝三丁目 3 番地	0567(94)1230	平 日：午前8時～午後4時

### ●利用可能期間

原則として連続して3日以内

### ●利用定員

1日3人まで（定員未満でもお預かりできない場合があります）

### ●利用料金

1日1,000円（生活保護を受給されている方は、ご利用の際に生活保護受給証明書を提出していただければ無料となります）

### ●利用方法

◆事前の手続き（年度ごとに必要です）

- ①キッズガーデンカリヨンの杜で利用登録申請
- ②すぎうらクリニック（本町十一丁目30番地）で健康診断受診

◆利用時の手続き（上記の「事前の手続き」が必須です）

- ①キッズガーデンカリヨンの杜へ電話で仮予約
- ②すぎうらクリニックで受診
- ③キッズガーデンカリヨンの杜へ電話で本予約
- ④当日利用

### ●問合せ

キッズカーデンカリヨンの杜（宝三丁目3番地 ☎0567(94)1230）へ直接お問い合わせください。

## 一時保育

蟹江町では、保護者様が仕事や病気、出産などの理由により家庭での養育が一時的に困難になったときに、お子さんを一時的にお預かりします。

### ●対象児童

満1歳以上から小学校就学前までのこども（保育所、幼稚園などに入所していないこと）

### ●実施場所

名称	住所	電話番号	保育時間
キッズガーデン カリヨンの杜	宝三丁目 3 番地	0567(94)1230	平 日：午前8時30分～午後4時
蟹江南保育所	城四丁目 244 番地	0567(95)3449	

●利用方法

利用したい月の前月の20日から申込ができます。(定員1日5人・先着順)  
ひと月に施設を利用できる日数は合計14日以内です。

●利用料金

1・2歳児 400円/1時間  
3歳以上 200円/1時間

●申込み・問合せ

キッズガーデンカリヨンの杜をご利用の方は、☎0567(94)1230へ直接お問い合わせ下さい。  
蟹江南保育所をご利用の方は、こども福祉課☎0567(95)1111へお問い合わせ下さい。

## 各児童施設

### 児童館

児童館は、こどもたちが自由に、また安全に遊びながら創造性を伸ばしたりすることのできる“こどものお城”です。図書室、遊戯室などの部屋、屋外施設があり、児童厚生員の指導のもとにいつでも自由に利用することができます。なお、館の行事や募集は、広報かにえ、町ホームページなどをご覧ください。

●児童館一覧

名称	住所	電話番号	利用時間
蟹江児童館	城四丁目243番地	0567(95)6030	午前9時30分～午後6時 休館日：日曜日、休日、年末年始
新蟹江児童館	大字蟹江新田字大海用149番地5	0567(95)5441	
須西児童館	須成西七丁目6番地	0567(96)7754	
舟入児童館	舟入一丁目444番地	0567(95)1011	
学戸児童館	学戸三丁目17番地	0567(96)2116	

### 学童保育所

学校から帰ってきても、面倒を見る方が誰もいない共働き家庭や、母子・父子家庭などの小学生を保育します。

●学童保育所一覧

名称	住所	電話番号	保育時間	その他
蟹江学童保育所	蟹江児童館内	0567(95)6030	下校～午後7時 ※春・夏・冬休みなどの期間は、 午前7時30分～午後7時 ※ただし、午前7時30分～8時 30分および午後6時～7時は 別料金がかかります。	保育は有料です。
新蟹江学童保育所	新蟹江児童館内	0567(95)5441		
学戸学童保育所	学戸七丁目14番地	0567(95)1199		
須西学童保育所	須西児童館内	0567(96)7754		
舟入学童保育所	舟入児童館内	0567(95)1011		

※町内私立幼稚園及び認定こども園(はばたき幼稚園・須成東幼稚園・蟹江幼稚園)でも児童クラブを開所していません。

## 子育て支援センター

育児不安についての相談指導など、地域の子育て家庭に対する育児支援を図ります。

### ●子育て支援センター一覧

名称	住所	電話番号	開所時間
蟹江子育て支援センター	蟹江保育所内	0567(95)6999	月～金曜日
蟹江南子育て支援センター	蟹江児童館内	0567(95)8433	午前9時30分～正午. 午後1時00分～午後3時30分
蟹江西子育て支援センター	多世代交流施設内	0567(31)8345	火～土曜日 午前10時～午後3時

## ファミリー・サポート・センター

「子育てのお手伝いをしたい」「子育ての手助けをしてほしい」と思っている方々が会員となり、お互いに助け合いながら活動する組織です。

### ●受付時間

火～土曜日の午前9時30分～午後3時（月曜日、日曜日、休日、年末年始を除く）

### ●所在地

大字西之森字海山 326 番地 3（多世代交流施設「泉人」内） ☎0567(96)8671

## ひまわり園（親子通園事業）

乳幼児のうち、心身の発達の遅れ、またはその心配のある乳幼児に対し、集団療育を行い、親子ともに健全育成を図ります。

### ●通園時間

月～水曜日の午前9時30分～正午

木・金曜日の午前9時30分～午後1時

### ●所在地

大字蟹江新田字前波 178 番地（老人福祉センター新蟹江分館内） ☎0567(96)7199

※ご利用にあたりましては、こども家庭課にて相談後、こども福祉課で申請が必要です。

## 交通児童遊園

信号機、交通標識、踏切などが設置されたコースで、自転車などを利用し、児童が遊びながら交通ルールを覚えられるようにつくられた施設です。

### ●信号機、踏切、貸出自転車などの利用時間

土・日曜日、祝日の午前10時～午後4時

### ●所在地

今西一丁目 27 番地

## 児童に関するおもな手当 問合せ：こども福祉課・保険医療課

### 児童手当・児童扶養手当・県遺児手当・町遺児手当 問合せ：こども福祉課（内線 156）

#### ●児童手当

高校生年代までのこどもを養育している方に支給されます。

#### ●児童扶養手当

日本国内に住所があり、父母の離婚や死亡などにより、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳到達の年度末日)を監護する母・父または、養育者に支給されます。ただし、児童が一定の障がいがある場合は、20歳になるまで支給されます。

また、父母が重度の障がいの状態にあるご家庭にも、児童扶養手当が支給されます。

##### ◆受給資格

- ・受給者本人およびその扶養義務者の所得が一定額に満たないこと。
- ・児童または受給者が公的年金を受けている場合には、支給されないことがあります。

##### ◆受給額

- ・児童1人の場合は、月額11,010円～46,690円の範囲
- ・第2子以降は加算があります。

#### ●愛知県遺児手当

県内に住所があり、父母が離婚や死亡などにより、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳到達の年度末日)を監護・養育している方に、認定申請受付日の属する月から5年間支給されます。

##### ◆受給資格など

- ・受給者本人およびその扶養義務者の所得が一定額に満たないこと。
- ・児童が児童入所施設または里親に委託されている場合は支給されません。

##### ◆受給額

児童1人につき、月額 4,350円

〔 支給開始	1～3年	4,350円
	4～5年	2,175円

#### ●蟹江町遺児手当

##### ◆受給資格など

愛知県遺児手当と同じ

##### ◆受給額

児童1人につき月額2,200円

### 特別児童扶養手当 問合せ：保険医療課（内線 147）

#### ●特別児童扶養手当

##### ◆受給資格など

20歳未満で心身に障がいがあり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育している方。ただし、受給者本人または、その扶養義務者の所得が一定額に満たないことが条件で、児童が一定の障がいを支給理由とする公的年金を受けている場合には支給されないことがあります。

- ①療育手帳A・B
- ②身体障害者手帳1～3級程度
- ③その他内部疾患を有する児童

##### ◆受給額

障がいの程度により異なり、児童1人につき、月額37,830円または56,800円（令和8年1月現在）

## 教育

教育は一生の財産です。  
いっぱい学んでいっぱい遊ぼう！

小・中学校に関するおもな手続き 問合せ：教育課（内線 212・213・214）

### 入学

新しく4月から小・中学生になる児童・生徒がいるご家庭には、毎年1月末に教育委員会から「就学通知書」をお送りします。また、新小学1年生となるお子さまは、入学前年の10～11月に健康診断を行います。事前に教育委員会から通知書をお送りしますので、指定する学校で必ず受診してください。

- こんな場合はご連絡ください。
  - ・就学通知書が届かない場合
  - ・入学までに住所変更がある場合
  - ・国立・県立・私立の小・中学校へ入学が決まった場合（入学通知書等を提出してください）
  - ・指定された学校以外への就学について相談されたい場合

### 転校

住所を移すことによって通う学校が変わるときは、今まで通っていた学校とこれから通う学校の両方に連絡して、手続きをしてください。

### 学校の紹介

- 各小学校区の進学先
  - 蟹江小学校 } 蟹江中学校
  - 舟入小学校 }
  - 新蟹江小学校 }
  - 須西小学校 } 蟹江北中学校
  - 学戸小学校 }

#### ●小学校一覧

名称	住所	電話番号
蟹江小学校	城四丁目 500 番地	0567 (95) 2037
舟入小学校	舟入三丁目 70 番地	0567 (95) 2202
須西小学校	須成西六丁目 114 番地	0567 (95) 2201
新蟹江小学校	大字蟹江新田字仲川原 198 番地	0567 (95) 2203
学戸小学校	学戸四丁目 236 番地	0567 (96) 2588

#### ●中学校一覧

名称	住所	電話番号
蟹江中学校	宝三丁目 20 番地	0567 (95) 2057
蟹江北中学校	須成西九丁目 55 番地 1	0567 (96) 1145

#### ●教育支援センター「あいりす」

名称	住所	電話番号
あいりす	宝二丁目 477 番地	0567 (96) 4415

## 教育に関するおもな補助制度 問合せ：教育課（内線 214）

蟹江町教育委員会では、次のような補助制度を設けています。

### ●就学援助費補助金

生活保護を受けているご家庭、またはこれに準ずる程度に生活に困っているご家庭は、学用品費や修学旅行費などの援助が受けられる制度があります。

※詳しくは、教育課へお問い合わせください。

### ●私立高等学校等授業料補助金

#### ◆対象

町内に居住し、お子さまが私立高等学校、または専修学校（高等課程）へ通学していて、愛知県の授業料軽減を受けているご家庭、あるいはそれに準ずるご家庭

#### ◆補助額

年額 1 万円

#### ◆申請先

教育課

### ●蟹江町英語検定料補助金

#### ◆対象

（公財）日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定 3 級以上を受験した中学生で、以下のいずれかに該当する方

①町内の中学校に通学している

②町内に居住し、町外の中学校に通学している

#### ◆補助額

2 千円（1 年度 1 回まで）

#### ◆申請先

教育課

## 図書館の利用 問合せ：図書館 ☎0567(95)0605

### ●開館時間

午前 10 時～午後 6 時（こどものフロアは、午後 5 時で終了）

### ●休館日

- ・毎週月曜日（国民の祝日および休日のときは開館）
- ・国民の祝日の翌日（その日が土・日・月曜日にあたるときは火曜日）
- ・年末年始
- ・館内整理日（毎月末日。その日が土・日・月曜日および休館日にあたるときは変更あり）
- ・特別整理期間

※開館時間・休館日については、町ホームページにてご確認ください。

### ●貸出について

1 人 10 点まで 15 日間

### ●利用できる方

愛知県内に住んでいる方、通勤・通学している方ならどなたでもご利用いただけます。

※町ホームページからインターネット蔵書検索や予約ができます。

### ●所在地

大字蟹江新田字札中地 101 番地 1

## 生涯学習事業

成人・家族・児童向けの事業や、スポーツを通じた体力づくり・健康維持を目的とした事業を開催しています。  
詳しくは、町ホームページや広報かえ、生涯学習のご案内をご覧ください。

## 生涯学習施設

生涯学習活動の場としてご利用いただけます。  
詳しくは、町ホームページや生涯学習のご案内をご覧ください。

### ●公民館

サークル等の活動の場としてご利用いただけます。

#### ◆蟹江中央公民館

- ・利用時間：午前9時～午後9時30分
- ・申請受付：利用希望日の90日前～7日前
- ・休館日：毎週月曜日、年末年始
- ・所在地：蟹江町学戸三丁目3番地 ☎0567(96)1135



←蟹江中央公民館HP

#### ◆蟹江中央公民館分館

- ・利用時間：午前9時～午後9時30分
- ・申請受付：利用希望日の90日前～7日前
- ・休館日：毎週月曜日、年末年始
- ・所在地：蟹江町城一丁目214番地 ☎0567(96)0170



←蟹江中央公民館分館HP

### ●蟹江町歴史民俗資料館

蟹江町の歴史民俗に関する展示をしています。

- ・利用時間：午前9時～午後5時
- ・休館日：毎週月曜日、年末年始
- ・所在地：蟹江町城一丁目214番地 ☎0567(95)3812



←蟹江町歴史民俗資料館HP

### ●蟹江町希望の丘広場

管理棟内の会議室101、マルチスペース301、バーベキュー場、フットサルコート、芝生広場のほか、水害等発生時には緊急避難することができるなど、防災機能も兼ね備えた生涯学習施設です。

- ・休館日：毎週月曜日、年末年始  
※ただし、月曜日が祝日のときは、その次の祝日でない日
- ・所在地：蟹江町大字新千秋字後西50番地 ☎0567(94)3800

#### ◆管理棟内施設（会議室101・マルチスペース301）

- ・利用時間：午前9時～午後9時30分
- ・申請受付：利用希望日の60日前～7日前

#### ◆バーベキュー場

- ・利用時間：午前9時～午後5時
- ・申請受付：利用希望日の60日前～7日前（当日申請も可能です。）

#### ◆フットサルコート

- ・利用時間：午前9時～午後9時
- ・申請受付：利用希望日の前々月16日～7日前（団体登録が必要です。）



←蟹江町希望の丘広場HP

## スポーツ施設

ご家族やご友人とのスポーツ活動の場としてご利用いただけます。  
詳しくは、町ホームページや生涯学習のご案内をご覧ください。



←スポーツ施設HP

### ●屋内施設

#### ◆蟹江町体育館

アリーナ（ミニバスケットボール2面／バレーボール2面／バドミントン3面）

#### ◆蟹江町体育館分館

アリーナ（ミニバスケットボール1面／バレーボール1面／バドミントン1面）

### ●屋外施設

#### ◆佐屋川グラウンド

少年軟式野球場2面

#### ◆日光川ウォーターパーク野球場

野球場1面

#### ◆学戸グラウンド

多目的運動場（サッカー）

#### ◆日光川ウォーターパークソフトボール場

ソフトボール場2面

#### ◆河川南グラウンド

野球場1面

#### ◆蟹江町希望の丘広場フットサルコート

フットサルコート1面

#### ◆中央ゲートボール場

ゲートボール場

#### ◆夜間照明施設（蟹江中学校）

多目的運動場

#### ◆テニスコート

テニスコート4面

### 《屋外施設利用についての注意事項》

屋外施設を利用するには、団体登録をする必要があります。団体登録の条件は下記のとおりです。

- ・屋外施設（テニスコート・蟹江町希望の丘広場フットサルコートを除く）：  
10名以上の登録で、登録者の半数以上が町在住、在勤、在学の方
- ・テニスコート：2名以上の登録で、登録者の半数以上が町在住、在勤、在学の方
- ・フットサルコート：5名以上の登録で、登録者の半数以上が町在住、在勤、在学の方

# 医療・福祉・年金・健康

## 医療

医療保険は、病気やけがに備えてみんなで助け合う制度です。  
手続きはお早めに。

### 国民健康保険 問合せ：保険医療課（内線 142・144）

職場の健康保険（健康保険組合、共済組合など）に加入している方、後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方を除く全ての方が国民健康保険に加入することになっています。

	こんなとき	届出期間	必要なもの（※）
加入するとき	他市区町村から転入してきたとき	異動日から 14 日以内	・転入前の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき （被扶養者からはずれたとき）	やめた日から 14 日以内（被扶養者からはずれた日から 14 日以内）	・健康保険資格喪失証明書または退職証明書
	生活保護を受けなくなったとき	受けなくなった日から 14 日以内	・保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	生まれた日から 14 日以内	・出生届
やめるとき	他市区町村へ転出するとき	異動日から 14 日以内	・資格確認書
	職場の健康保険に加入したとき	加入した日から 14 日以内	・新しくできた資格情報のお知らせ または資格確認書 ・資格確認書（国民健康保険）
	生活保護を受けたとき	受けた日から 14 日以内	・資格確認書（国民健康保険） ・保護開始決定通知書
	死亡したとき	死亡日から 14 日以内	・資格確認書（国民健康保険） ・喪主のマイナンバーカード
その他のほか	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	異動日から 14 日以内	・資格確認書
	資格情報のお知らせまたは資格確認書をなくしたとき	紛失および破損した日からなるべく早く	（汚損、破損の場合） ・使えなくなった資格情報のお知らせまたは資格確認書
	汚れて使えなくなったとき		

※国保に関する全ての申請には、①加入先の健康保険の情報が分かるもの、②本人確認書類をお持ちください。

①加入先の健康保険の情報が分かるもの

資格確認書、マイナ保険証、資格情報のお知らせ

②本人確認書類

Aの書類1点またはBの書類2点

Aの書類1点…顔写真付きの書類（運転免許証、マイナンバーカード、旅券、在留カード等）

Bの書類2点…顔写真がない書類（資格確認書、年金手帳、通帳またはキャッシュカード等）

※本人および同一世帯以外の方の申請は、委任状が必要です。

#### ●加入の届出が遅れると

- ①保険税をさかのぼって払わなければなりません。
- ②加入していない期間の医療費が全額自己負担となります。

#### ●やめる届出が遅れると

- ①保険税と新しく加入した健康保険の保険料を二重に支払ってしまう場合があります。
- ②健康保険の加入資格日のあとで国民健康保険を使用していると、国保が負担した医療費を返還していただくこととなります。

## マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ

### ●マイナ保険証

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナンバーカードを使って医療機関等を受診することができます。マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、特定健診情報や薬剤情報、医療費通知情報のチェックや窓口で限度額以上の支払いが不要となる等、メリットがあります。

### ●資格確認書

マイナ保険証を保有していない方などが、医療機関等の窓口で提示することで、受診することが可能となるように交付するものです。

### ●資格情報のお知らせ

マイナ保険証を保有している方が、ご自身の保険情報を簡易に確認できる書類として本人の申請によることなく交付するものです。カードリーダーを設置していない医療機関等で受診する際に、マイナ保険証とともに提示することで、従前の保険証と同様に医療機関等で受診することが可能となります。

ご自身の保険情報を確認いただくものであり、「資格情報のお知らせ」だけで医療機関等を受診することはできません。

## 国民健康保険税

保険税は、皆さんの医療費に充てられる貴重な財源です。その年に予測される医療費から、病院などで支払う一部負担金や国、県、町などの補助金を差し引いた分が保険税になります。保険税を納める義務は、世帯主にあります。

以下の組合せで世帯ごとの保険税額が決まり、世帯主に納税通知書が送付されます。世帯主本人が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯に加入者がいれば、世帯主に納税通知書が送付されます。

### ●保険税計算方法の種類

- ①所得割…世帯の加入者の所得に応じて計算
- ②均等割…世帯の加入者数に応じて計算
- ③平等割…一世帯に対して計算

### ●保険税の納め方

- ・40歳未満  
医療分+後期高齢者支援金分
- ・40歳以上65歳未満  
医療分+後期高齢者支援金分+介護分
- ・65歳以上75歳未満  
医療分+後期高齢者支援金分

## 給付の種類

	状況	申請に必要なもの	給付
療養の給付費	医療機関を受診するとき	・医療機関の窓口で資格確認書またはマイナ保険証を提示	自己負担割合 ・小学校就学前…2割 ・小学校就学後から70歳未満…3割 ・70歳以上75歳未満…2割、3割のいずれか
療養費	緊急、その他やむをえない事情で保険資格を提示できなかったため、医療費を全額自己負担したとき	・診療報酬明細書 ・領収書 ・資格情報のお知らせ、または資格確認書 ・預金通帳または振込先が確認できるもの	・内容審査 ・自己負担分を除いた額を払い戻し
	海外渡航中に診療を受けたとき（治療目的の渡航は除く）	・診療内容の明細書 ・領収書（外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文が必要）	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格情報のお知らせ、または資格確認書</li> <li>・預金通帳または振込先が確認できるもの、パスポート、出入国の年月日が分かるもの</li> </ul>	
	あんま、マッサージ、はり、灸などの施術で医師が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関の窓口で資格確認書またはマイナ保険証を提示</li> </ul>	
	コルセットなどの治療装具を医師が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の証明書</li> <li>・領収書</li> <li>・治療装具によっては装着時の写真</li> <li>・資格情報のお知らせ、または資格確認書</li> <li>・預金通帳または振込先が確認できるもの</li> </ul>	
一時金 出産育児	被保険者が出産したとき (妊娠12週を超えた流産、死産も対象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産費用の明細書および領収書</li> <li>・資格情報のお知らせ、または資格確認書</li> <li>・世帯主の預金通帳または振込先が確認できるもの</li> <li>・(直接支払制度を利用しない場合) 直接支払制度不活用の合意文書</li> </ul>	<p>50万円(産科医療補償制度に加入していない医療機関などで出産された場合は48万8千円)の支給となります。</p> <p>※直接支払制度を利用して出産費が出産育児一時金を上回った場合は保険医療課に申請は不要です。(直接支払制度とは、医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金の支給申請及び受取を、直接保険者(蟹江町国保)と行う制度です。)</p> <p>※直接支払制度を利用しなかった場合または直接支払制度を利用して出産費が出産育児一時金を下回った場合は左記のものを持参の上、保険医療課で申請が必要です。</p>
葬祭費	被保険者が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった方の資格情報のお知らせ、または資格確認書</li> <li>・喪主の預金通帳または振込先が確認できるもの</li> <li>・喪主のマイナンバーカード</li> <li>・会葬礼状又は葬儀の領収書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喪主に5万円の支給</li> </ul>
高額療養費	医療費の自己負担額が一定額以上になると払戻しが受けられます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険医療課から送付する通知書、治療に要した費用の領収書</li> <li>・資格情報のお知らせ、または資格確認書</li> <li>・預金通帳または振込先が確認できるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高額医療費の自己負担限度額については、保険医療課にお尋ねください。</li> </ul>
自己負担限度額は年齢や世帯の所得区分に応じて決まります。詳しくは医療機関または保険医療課にてご相談ください。			

高額療養費 合算介護	医療費の自己負担額と介護の自己負担額を合算して、一定額以上になると払い戻しが受けられます。	・保険医療課から送付する通知書	高額介護合算療養費の限度額については、保険医療課にお尋ねください。
第三者行為	第三者から傷病を受けて、国民健康保険で医療機関を受診するとき ・交通事故 ・他人の飼犬にかまれた ・傷害事件（けんかなど）	・第三者行為による傷病届 ・事故証明書 ・事故発生状況報告書等	国保で一時的に医療費を立て替え、あとで加害者に請求します。  国保が使えないとき ・第三者行為による傷病届が未提出のとき ・示談を済ませてしまったとき ・勤務中や通勤途中での事故（労災保険） ・不法行為（飲酒運転や無免許運転など）

※費用を支払ってから2年（高額療養費は、診療日の翌月1日から2年）を過ぎると時効となり、申請ができなくなります。

※国保に関する全ての申請には、①加入先の健康保険の情報が分かるもの、②本人確認書類をお持ちください。

①加入先の健康保険の情報が分かるもの 資格確認書、マイナ保険証、資格情報のお知らせ
②本人確認書類 Aの書類1点またはBの書類2点 Aの書類1点…顔写真付きの書類（運転免許証、マイナンバーカード、旅券、在留カード等） Bの書類2点…顔写真がない書類（資格確認書、年金手帳、通帳またはキャッシュカード等）

※本人および同一世帯以外の方の申請は、委任状が必要です。

## 後期高齢者医療 問合せ：保険医療課（内線 148）

後期高齢者医療制度は、愛知県内の全ての市町村が加入する「愛知県後期高齢者医療広域連合」が制度を運営します。町で行う業務は、保険料の徴収、申請や届出の受付、資格情報のお知らせ（または資格確認書）の引渡しなどです。

### ●対象者

- ①町内に住所を有する75歳以上の方
- ②町内に住所を有する65歳以上の一定の障がいをお持ちの方で、広域連合が認めた方

### ●申請手続き

- ①75歳の誕生日から資格取得となり、町から資格情報のお知らせ（または資格確認書）を自動的に送付します。（申請不要）
- ②65歳以上の一定の障がいをお持ちの方は、障害者手帳を持参して申請してください。
- ③医療機関窓口での負担金は、所得により1割、2割または3割負担となります。

### ●保険料

後期高齢者医療は、75歳以上の方、被保険者となった65歳以上の一定の障がいをお持ちの方に納めていただく保険料と国・県・町の公費および若年者からの支援金を財源に運営します。

保険料の額は、全員の方に「等しく負担していただく均等割額」と、それぞれの方の「所得に応じて負担していただく所得割額」との合計額になります。

### ●納め方

#### ・特別徴収

年金が年額18万円以上の方は、年金の定期払い（年6回）の際に、保険料があらかじめ差し引かれます。

※申出により、口座振替に変更することができます。

#### ・普通徴収（特別徴収適用外の方）

年金が年額18万円未満の方は、町から送付される納付書で、保険料を個別に納めます。

#### ・その他

年度途中で被保険者となる方などは、一定期間普通徴収となることがあります。

## 後期高齢者福祉医療費支給事業

### ●対象者

後期高齢者医療に加入しており、以下の条件に該当する方

①障害者医療、精神障害者医療および母子・父子家庭医療の受給資格に該当する方

※各医療の受給資格は、各支給事業の対象者を確認してください。

②精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第 29 条の規定による措置入院患者

③結核患者（感染症の予防および感染症患者に対する医療に関する法律第 19 条の規定による命令入所患者および命令入所患者と同等の要件を有すると愛知県知事、名古屋市長または中核市の市長が認めた方に限る）

④戦傷病者手帳をお持ちの方

⑤ねたきりまたは認知症の方（要介護 4 または 5 と認定されたものであって、生活介護を受けている期間が 3 か月以上継続している方）で、生計維持者が町民税非課税の方

### ●申請手続き

後期高齢者医療資格確認書またはマイナ保険証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証

被保険者証を持参して申請してください。

## 障害者医療費支給事業

### ●対象者

①身体障害者手帳 1～3 級の方

②身体障害者手帳 4 級で、腎臓機能障がいとされている方

③身体障害者手帳 4～6 級で、進行性筋萎縮症とされている方

④IQ が 50 以下の知的障がい者（児）の方

⑤自閉症状群と診断されている方

### ●申請手続き

加入している健康保険の情報が分かるもの（マイナ保険証または資格確認書）、身体障害者手帳、療育手帳を持参して申請してください。

## 母子・父子家庭医療費支給事業

### ●対象者

①18 歳以下の子を現に扶養している配偶者のない方（母子家庭の母、父子家庭の父）

②母子家庭の母および父子家庭の父に扶養されている 18 歳以下の方

③父母のいない 18 歳以下の方

※「18 歳以下」とは…18 歳に達した日の属する年度の末日までをいいます。

※「配偶者のない方」とは…

・配偶者と死別または離婚して、現に婚姻していない方

・配偶者の生死がおおむね 1 年以上明らかでない方

・配偶者からおおむね 1 年以上遺棄されている方

・配偶者が海外にあるため、1 年以上その扶養を受けることができない方

・配偶者が精神または身体の障がいにより、長期にわたって労働能力を失っているため、その扶養を受けることができない方

・配偶者が法令によりおおむね 1 年以上拘禁されているため、その扶養を受けることができない方

・婚姻によらないで母または父となった方で、現に婚姻していない方

### ●申請手続き

加入している健康保険の情報が分かるもの（マイナ保険証または資格確認書）、対象者であることを明らかとするもの（児童扶養手当等の申請時に提出済の場合は、省略できます）を持参して申請してください。（このほかにも

書類が必要な場合があります)

※所得制限があるので、対象者全員には支給されません。

## 子ども医療費支給事業

---

### ●対象者

次の条件に全て該当する方

- ①蟹江町にお住まいであること
- ②18歳到達年度末前であること
- ③医療保険の加入者であること
- ④障害者医療費支給制度および母子・父子家庭医療費支給制度を受けていないこと
- ⑤生活保護を受けていないこと
- ⑥児童福祉施設などに入所していないこと

### ●申請手続き

加入している健康保険の情報が分かるもの（マイナ保険証または資格確認書）を持参して申請してください。

## 精神障害者医療費支給事業

---

### ●対象者

- ①精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方

通院・入院ともに保険診療分の自己負担額を助成します。

- ②精神障害者保健福祉手帳3級をお持ちの方

通院・入院医療費（精神疾患に限る）の自己負担（通院分は、自立支援医療受給者証の記載の医療機関等に限る）を助成します。

### ●申請手続き

加入している健康保険の情報が分かるもの（マイナ保険証または資格確認書）、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費受給者証（精神通院）を持参して申請してください。

### ●医療費の払戻しについて

次の場合には、申請により支払った医療費が支給されます。

※医療保険の自己負担額を支払ってから5年を過ぎると時効となり、申請ができなくなります。

- ①受給者証交付前に医療機関を受診されたなど、やむをえない理由で受給者証を提示できなかった場合

- ②愛知県外の医療機関などで受診された場合

- ③医師の指示により、治療用器具を購入した場合（加入している健康保険が蟹江町国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の方は、先に保険者へ申請してください。）

- ④精神障害者保健福祉手帳3級をお持ちの方で、精神病床へ入院した場合

## 福祉

楽しく幸せに暮らせる町、蟹江町。

きめ細かい福祉制度で、暮らしに役立つお手伝いをさせていただきます。

### 高齢者福祉 問合せ：介護福祉課（内線 131～134）

#### 緊急通報システム事業

##### ●対象者

町内に住所を有し、次の項目に該当する方

①65歳以上のひとり暮らしの方で、町県民税非課税の方

②ひとり暮らしの身体障がい者（身体障害者手帳1～3級）の方で、町県民税非課税の方

③ねたきり老人などを介護している高齢者（65歳以上）のみの世帯の方で町県民税非課税世帯の方

④75歳以上のひとり暮らしの方で、町県民税課税の方

##### ●自己負担額

対象者①から③までの方は無料

対象者④の方は月額利用料の半額を補助します。

##### ●その他

緊急時に連絡がとれる協力員（町内在住の方）をご自身で2名以上確保してください。

固定（または携帯）電話が必要です。

協力員を2名以上確保できない場合は、かけつけサービス（有料）が利用できます。

#### 配食サービス

##### ●対象者

65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上の高齢者のみの世帯の方

##### ●利用料

1食 350円から 630円

##### ●配達日

毎週月曜日から金曜日の昼食（休日および年末年始は除く）

##### ●申込先

蟹江町社会福祉協議会（大字西之森字海山 326 番地 3） ☎0567(96)2940

#### 高齢者に関する施設など

##### ●老人福祉センター一覧

名称	所在地	電話番号
老人福祉センター舟入 (舟入ふれあいプラザ内)	舟入一丁目 444 番地	0567(95)1011
老人福祉センター学戸 (学戸ふれあいプラザ内)	学戸三丁目 17 番地	0567(96)2116

##### ●シルバー人材センター

定年退職後、職業的経験や技能を生かしたいと望む高齢者のために、臨時的かつ短期的な仕事を提供することにより社会参加の促進、生活感の充実など高齢者の生きがいの高揚を図ることが目的です。仕事をしたい方は、直接シルバー人材センターへお問い合わせください。

##### ◆所在地

大字西之森字海山 282 番地 2 ☎0567(95)6511

##### ●長寿会（事務局 蟹江町社会福祉協議会）

地域の高齢者が、社会奉仕活動などを通じて生きがいを高めるための活動を行う組織です。

#### ◆所在地

大字西之森字海山 326 番地 3 ☎0567(96)2940

## 介護保険 問合せ：介護福祉課（内線 131～134）

介護保険制度は、40 歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となって介護保険料を納め、介護が必要になったときに、費用の一部の給付を受け、各種サービスを利用できる制度です。近年の急速な高齢化とともに、介護問題が老後の最大の不安要因となっています。介護が必要になっても、家族だけで介護を行うことは非常に困難です。介護保険制度は、介護を社会全体で支え、総合的なサービスが利用できる仕組みです。

### ●介護保険料

介護保険事業は、40 歳以上の方に納めていただく介護保険料と、国・県・町の公費を財源に運営しています。

第 1 号被保険者（65 歳以上の方）が納める介護保険料は、3 年を 1 期として策定される高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画におけるサービスの見込み量とその費用などに基づいて基準の介護保険料が設定され、被保険者の所得の状況などに応じて算定されます。第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満の方）が納める介護保険料は、被保険者が加入している医療保険の算定方法で算定されます。

### ●介護保険のサービス

#### ◆在宅でのサービス

- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）（要介護の方）または訪問型サービス（要支援・総合事業対象の方）
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所介護（デイサービス）（要介護の方）または通所型サービス（要支援・総合事業対象の方）
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所（ショートステイ）
- ・福祉用具の貸与および購入費の支給
- ・居宅療養管理指導
- ・住宅改修費の支給

#### ◆施設でのサービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（要介護 3～5 の方）
- ・介護老人保健施設（老人保健施設）（要介護の方）
- ・介護療養型医療施設（要介護の方）

#### ◆その他

- ・有料老人ホームやケアハウスなどでの介護サービス

### ●介護予防教室など

町では、介護予防のための教室や認知症を予防するための教室を随時開催しています。教室についての詳細は広報かこえや回覧などでお知らせします。ぜひ、ご参加ください。

### ●認知症に関する事業

- ・認知症の方が他人に怪我をさせる、他人の財物を壊す等、法律上の損害賠償責任を負う場合に備える認知症個人賠償責任保険事業や、ひとり歩き中に道に迷うおそれのある高齢者の方に QR コード付のシールを配布する認知症高齢者見守りシール交付事業があります。
- ・チームオレンジについて  
認知症の早期発見・早期治療に対応するため、「蟹江町オレンジチーム（通称「ちーかに」）」が地域包括支援センターに設置されています。また、認知症の方もメンバーの一員として、サロン活動を行っています。

### ●高齢者・介護や認知症に関する相談先

各地域包括支援センターで相談を受け付けています。

生活上の困りごとや支援、介護が必要となった時は、各地域包括支援センターへご相談ください。

名称	住所	電話番号
蟹江町東地域包括支援センター (蟹江川より東にお住まいの方)	蟹江町大字今字伊勢苗代1番地1	0567(94)3320
蟹江西地域包括支援センター (蟹江川より西にお住まいの方)	蟹江町須成西七丁目90番地1	0567(94)1165

## 心身障がい者福祉 問合せ：保険医療課（内線146・147）

### ●身体障害者手帳

#### ◆申請に必要な書類

- ・身体障害者手帳交付申請書
- ・指定医師の意見を付した診断書
- ・写真（上半身のみ、縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもの）
- ・マイナンバー（個人番号）の分かるもの

### ●療育手帳

#### ◆申請に必要な書類

- ・療育手帳交付申請資料
- ・18歳以上の場合は、小学校4年生時、中学校2年生時の成績証明書等
- ・写真（上半身のみ、縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもの）

### ●精神障害者保健福祉手帳

#### ◆申請に必要な書類

##### ○診断書で申請の場合

- ・精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ・診断書（手帳申請用）
- ・写真の添付を希望される場合は、写真（上半身のみ、縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもの）
- ・マイナンバーの分かるもの

##### ○障害者年金証書で申請の場合

- ・精神障害者保健福祉手帳交付申請書および同意書
- ・年金証書
- ・年金振込通知書または直近の振込日が記載されている通帳の写し
- ・写真の添付を希望される場合は、写真（上半身のみ、縦4cm×横3cm）
- ・マイナンバーの分かるもの

### ●心身障害者扶助料

障害者手帳をお持ちの方は、扶助料が支給されます。

#### ◆申請手続き

手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）・本人の銀行口座の分かるものを持参して申請してください。

### ●在宅重度障害者手当の支給

#### ◆対象者

- ・身体障害者手帳1～2級の方
- ・IQが35以下の方
- ・身体障害者手帳3級の方で、IQが50以下の方

※特別障害者手当などを受給している方、施設に入所している方などを除きます。

#### ◆申請手続き

身体障害者手帳または療育手帳、本人の銀行口座の分かるものを持参して申請してください。

## ●補装具の交付（修理）

身体障害者手帳をお持ちの方または難病患者等の、身体機能の障がいを補い、日常生活を容易にするための器具を交付（修理）します。

原則1割が自己負担となります。

## ●障がい福祉サービスの支給

### ◆対象者

- ・身体障がい者（児）
- ・知的障がい者（児）
- ・精神障がい者（児）
- ・難病などのある方

### ◆申請手続き

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、マイナンバー（個人番号）の分かるものを持参して申請してください。

## ●自立支援医療事業

### ◆更生医療

#### ・対象者

18歳以上の身体障害者手帳所持者で、腎臓機能障がいや心臓機能障がい、更生により障がいの除去・軽減が目的となる障がいなどの医療を受けている方

#### ・申請手続き

身体障害者手帳、診断書、加入している健康保険の情報が分かるもの（マイナ保険証または資格確認書）、マイナンバーの分かるものを持参して申請してください。

### ◆育成医療

#### ・対象者

18歳未満の身体上障がいを有する児童の保護者

#### ・申請手続き

診断書、加入している健康保険の情報が分かるもの（マイナ保険証または資格確認書）、マイナンバーの分かるものを持参して申請してください。

### ◆精神通院医療

精神疾患で通院による医療を継続的に必要とする方を対象に、通院医療費の自己負担を軽くする制度です。

#### ・申請手続き

診断書（自立支援医療受給者証用）、加入している健康保険の情報が分かるもの（マイナ保険証または資格確認書）、マイナンバーの分かるものを持参して申請してください。

## ●福祉タクシー料金助成事業

### ◆対象者

- ・身体障害者手帳1～3級を所持している方
- ・療育手帳A判定・B判定を所持している方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している方

### ◆利用手続き

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持参して申請してください。

## ●日常生活用具の給付

重度身体障がい者（児）、知的障がい者（児）および難病患者が、自力での日常生活を送ることができるように生活用具を給付します。給付限度額の1割が自己負担となります。

## そのほかの福祉 問合せ：こども福祉課・保険医療課

### 母子父子寡婦福祉資金の貸付 問合せ：こども福祉課（内線 157）

---

#### ●母子父子寡婦福祉資金の貸付（県制度）

母子・父子家庭及び寡婦の方の自立支援と児童の福祉増進のため、暮らしに必要な資金の貸付を行っています。

##### ◆対象者

- ・20歳未満の者を扶養している配偶者のない女子及び男子
- ・父母のいない20歳未満の者
- ・配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として20歳未満の者を扶養していたことのある者

##### ◆貸付金の種類

事業開始資金、修学資金、就学支度資金など

### 原子爆弾被害者援護手当 問合せ：保険医療課（内線 147）

---

#### ●原子爆弾被害者援護手当

##### ◆対象者

被爆者手帳を所持し、町内に住所を有する方

##### ◆申請手続き

- ・被爆者手帳、銀行口座の分かるものを持参して申請してください。
- ・手当は、認定の申請をした月の翌月から支給します。

●社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、おもに次のような活動をしています。

◆おもな活動内容

法律相談、ボランティア活動の育成、共同募金、資金の貸付、居宅介護支援事業、訪問介護事業、障害者相談支援事業、生活支援体制整備事業、かこえまるごとサポートセンター、蟹江町多世代交流施設「泉人」の管理運営など

◆所在地

大字西之森字海山 326 番地 3 (蟹江町多世代交流施設「泉人」内)



# 年金

20歳になったら考えてみませんか、将来のこと。  
国民年金は、将来の自分自身への投資です。

## 年金の加入方法と保険料 問合せ：保険医療課（内線 141）

### ●加入する方

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、全て年金に加入しなければなりません。加入者は、次の3つのグループに分けられます。

#### ①第1号被保険者

農業、自営業、学生などで、厚生年金や共済組合に加入していない方

#### ②第2号被保険者

厚生年金や共済組合などの被保険者本人

#### ③第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者

### ●希望して加入する方（任意加入被保険者）

- ・日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方
- ・海外に在住している20歳以上65歳未満の日本人
- ・被用者年金制度（厚生年金など）に加入をしていない60歳以上65歳未満の方
- ・老齢年金の繰り上げ受給をしていない方

※受給権を満たしていない方は65歳から70歳までの間で受給権を満たすまで加入できます。

※60歳以上の方の保険料の納付方法は、口座振替が原則です。

### ●保険料

国民年金保険料は、基礎年金を払うための一番大切な資源です。

- ・保険料は20歳から60歳までの40年間納めることになっています。
- ・老齢基礎年金を受けるためには、最低10年以上保険料を納めることが必要です。  
(平成29年8月から、年金を受けるために必要な期間が最低10年以上となりました)
- ・保険料は、年齢、所得、性別、国籍に関係なく一律です。

#### ◆納め方

##### ①第1号被保険者

- ・日本年金機構から送付された納付書により、金融機関の窓口やコンビニエンスストアで納める方法
- ・日本年金機構から送付された納付書により、電子（キャッシュレス）決済で納める方法
- ・口座振替またはクレジットカードによって納める方法（口座振替の申し込みは、保険医療課窓口または直接金融機関の窓口で、クレジットカード納付の申し込みは、保険医療課でお願いします）

##### ②第2号被保険者

毎月の給料から天引きされます。

##### ③第3号被保険者

厚生年金、共済組合から必要な額だけ拠出金としてまとめて支払いますので、自ら納める必要はありません。

#### ◆保険料の未納

- ・保険料を未納のままにしておくと、老齢基礎年金だけでなく、障害基礎年金、遺族基礎年金も受けられないことがあります。
- ・保険料を納めることが難しい方は、保険料免除・納付猶予制度を活用しましょう。
- ・学生の方は、学生納付特例制度を活用しましょう。

#### ◆社会保険料控除

納めた国民年金保険料の金額は、年末調整や確定申告をするときに控除できます。

## 国民年金の種類

### ●老齢基礎年金

保険料を納めた期間、保険料を免除された期間と合算対象期間とを合計した期間が原則 10 年（120 月）以上ある方に支給されます。

（平成 29 年 8 月から、年金を受けるために必要な期間が最低 10 年以上となりました）

#### ◆合算対象期間（カラ期間）

- ①昭和 61 年 3 月以前に国民年金に任意加入できる人が任意加入しなかった期間
  - ②平成 3 年 3 月以前に学生であるため、国民年金に任意加入しなかった期間
  - ③昭和 36 年 4 月以降、海外に住んでいた期間
- ※いずれも 20 歳以上 60 歳未満の期間

### ●障害基礎年金

国民年金の被保険者期間中に、初診日がある病気やケガがもとで、決められた障がいの状態（1 級・2 級障がい）になったときに支給されます。（お手続きが必要です）

### ●遺族基礎年金

被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡したとき、その方によって生計を維持されている 18 歳に達する年度末までの子（その子に障がいがある場合は、20 歳未満）のある妻または子に支給されます。（お手続きが必要です）

## 国民年金に関するおもな届出 問合せ：保険医療課（内線 141）

届出が必要なとき	届出に必要なもの
厚生年金、共済組合に加入している被保険者が、退職したとき （第 3 号被保険者がいる場合は、併せてお手続きが必要です） ※年金事務所（日本年金機構）または保険医療課へお届けください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人、配偶者の基礎年金番号が確認できる書類</li> <li>・退職証明書</li> <li>・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類</li> </ul>
第 3 号被保険者が本人の収入の増加などにより配偶者の扶養から外れた場合 ※年金事務所（日本年金機構）または保険医療課へお届けください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の基礎年金番号が確認できる書類</li> <li>・扶養からはずれた日の証明書</li> <li>・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類</li> </ul>

## 健康

「みんなでこころもからだも健やかに」生涯を通じて生きがいを感じながら安心して心身ともに健康で充実した生活を送りましょう。保健センターをご利用ください。

**大人の健康に関するおもな事業 問合せ：健康推進課 ☎0567(96)5711**

※各種検診、予防接種については**受診券等の手続きが必要**となります。

### 健康増進事業

#### ●健康診査・がん検診

循環器疾患・糖尿病などの生活習慣病の予防やがんの早期発見・早期治療のため、各種検診を6月～10月まで実施しています。また、国民健康保険加入の方の特定健康診査、後期高齢者医療制度加入の方の健康診査を無料で行っています。受診には、受診券が必要となります。実施内容については、「広報かこえ」や個人通知などでお知らせします。

#### ●健康教室

生活習慣病予防や健康づくりのための、食生活、運動、休養、歯科などに関する教室を、保健師、歯科衛生士、管理栄養士などが行っています。

#### ●健康相談・家庭訪問

健康の不安や健康づくりについて、保健師、歯科衛生士、管理栄養士、公認心理師などが個別に相談をお受けします。日常生活における栄養、運動、休養、口腔ケアや、関係諸制度の活用方法など、助言や情報提供を実施し、共に考えます。国民健康保険加入の方の特定保健指導も行っています。

#### ●こころの相談

臨床心理士または精神保健福祉士と公認心理師が個別に相談をお受けします。

### そのほかの事業

#### ●予防接種

予防接種は、感染症を予防し、病気のまん延や集団発生を防ぐとともに、生命にかかわる病気から個人を守ることを目的としています。定期接種として実施するものについて、予診票を交付しています。予防接種の実施については、蟹江町ホームページなどをご覧ください。

#### ●献血

体重50kg以上で16歳から69歳までの健康な方が対象です。ただし、65歳から69歳までの方は、60歳から64歳までに献血の経験がある方に限られます。採血する前に医師が診察し、無理な採血は行いません。

- ・献血について詳しいことは、愛知県赤十字血液センター（☎0561(84)1131）へお問い合わせください。
- ・町内での献血は、400ml全血献血のみです。実施日等につきましては、広報等でご案内させていただきます。

#### ●歯と口の健康づくり事業

- ・8020表彰  
8020（ハチマルニイマル）を達成した方を表彰します。
  - ・60歳の歯の健康づくり事業  
8020達成に向けた中間目標として、6024（ロクマルニイヨン）を達成した方を認定します。
- ※8020とは、「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という運動です。

#### ●骨髄提供者助成事業

骨髄移植を推進するため、骨髄提供者および骨髄提供者が勤務する事業所に対して、助成金を交付します。

詳しい日時などは、蟹江町ホームページに掲載の「保健事業日程表」などをご覧ください。その他ご不明な点は、健康推進課にお問い合わせください。

●キラッとかにえ健幸ポイント事業

蟹江町在住・在勤の方の健康づくりを応援します。健康づくりに取り組みポイントを貯まった方に特典（あいち健康づくり応援カードMyCa（まいか）や参加賞）を提供します。



**こどもの健康に関するおもな事業 問合せ：こども家庭課 ☎0567(94)5666**

※妊産婦・乳児健康診査（受診票）、予防接種については受診券等の手続きが必要となります。

## 母子保健事業

●妊婦等包括相談支援（伴走型相談支援）

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や子育てに関する様々な悩み等に対して、保健師等が専門的な見地から相談・支援・連携を行います。

●母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、母と子の一貫した健康記録になるものです。健やかな妊娠と出産のために、できるだけ早い時期に妊娠届出書を提出し、交付を受け、健診や育児相談、予防接種を受けるときなどに、必ずお持ちください。

母子健康手帳の交付は、予約制になっており下記子育てアプリ「かにっこ」から予約することができます。当日の予約については、こども家庭課までお問い合わせください。交付には、妊娠届出書（マイナンバーを記入）が必要です。妊婦健康診査受診票（14回）、子宮頸がん妊婦健康診査受診票（1回）、産婦健康診査受診票（1回）、妊婦歯科健康診査受診票（1回）、産婦歯科健康診査受診票（1回）、乳児健康診査受診票（2回）、新生児聴覚検査受診票（1回）を同時に交付しています。

●家庭訪問

◆乳幼児訪問・養育支援訪問

育児に不安のある方などの家庭を訪問し、相談、助言を行います。

◆こんにちは赤ちゃん訪問

生後4か月までの赤ちゃんのいる全ての家庭を保健師などが訪問し、相談や情報提供を行っています。

●産後ケア事業

産後に心身のケアが必要と認められる方は委託医療機関の各サービスをご案内します。事前に申請・審査が必要です。

●乳幼児健康診査

病気の発見や発育発達の確認、育児についての相談にお応えし、お子さんが健康に育つためのサポートをします。

4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診、2歳児歯科健診を行っており、それぞれ個人通知をしています。

●健康相談

◆子育て相談

発育発達、育児、歯みがき、言語発達などについて、保健師、歯科衛生士、言語聴覚士などが個別に相談をお受けします。各児童館と子育て支援センターにも出張します。

◆子どもすこやか相談

ことばや発達などに関する心配や育児不安のある親子を対象に専門職が相談をお受けします。

◆栄養相談

離乳食、食事、おやつなどについて、管理栄養士が個別に相談をお受けします。

●健康教室

◆パパママ教室

妊娠中の生活についてのお話、パパの妊婦擬似体験、栄養についての教室を行います。

◆離乳食教室

5～6か月児の生活・前期離乳食・お口のお話をします。

◆10か月児教室

9～10か月児のお子さんの生活・後期離乳食・お口のお話をします。

●子育てアプリ「かにっこ」

子育て中の方が手軽にご利用できる子育て応援アプリです。予防接種スケジュールの作成、成長の記録などができ、妊娠中から子育て期のご家族に役立つ情報を掲載します。アプリをダウンロードして、ぜひご利用ください。

※令和8年4月中旬以降に、子育てアプリが新しくなります。リリース後は、右側の二次元コードからダウンロードをお願いします。

○4月中旬までのダウンロードはこちらから



○4月中旬以降のダウンロードはこちらから



## そのほかの事業

●予防接種

予防接種は、感染症を予防し、病気のまん延や集団発生を防ぐとともに、生命にかかわる病気から個人を守ることを目的としています。定期接種として実施するものについて、予診票を交付しています。転入された方は、予診票の差替えが必要となりますので、こども家庭課（保健センター2階）へご来所ください。

詳しい日時や予防接種の実施については、蟹江町ホームページの「保健事業日程表（母子編）」をご覧ください。その他ご不明な点は、こども家庭課にお問い合わせください。

## 休日・夜間診療所

●海部地区急病診療所

平日夜間、土・日曜日、休日などの急病人に対する診療を、海部地区急病診療所で実施しています。

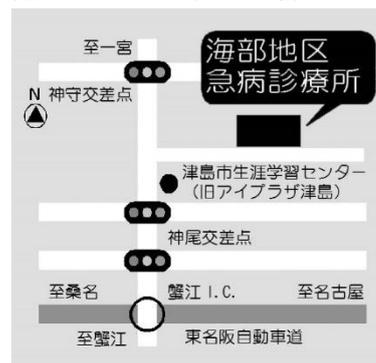
なお、外科の休日診療については、在宅輪番制で実施していますので、消防署（☎0567(95)5121）へご確認ください。

◆所在地

津島市莪原町字郷西 37 番地 ☎0567(25)5210

◆診療時間など

診療科目	診療日	受付時間
内科 小児科	日曜日、休日 年末年始（12月30日～1月3日）	午前9時～11時30分 午後1時～4時30分
	月曜日から金曜日	当面の間、休診
	土曜日	当面の間、休診
	歯科	日曜日、休日 年末年始（12月30日～1月3日）



# 環境

健康で豊かな生活は環境づくりから。  
みんなで守る大切な地球環境。

## ごみ処理 問合せ：環境課（内線 151・152・153）

町では、家庭から出るごみを下表のとおり分けて収集しています。収集日などは、毎年3月に全戸配布する「家庭ごみ収集カレンダー」でご確認ください。手元がない方は、環境課窓口でお渡しするほか、町ホームページやスマートフォン用のごみ分別アプリ「さんあ〜る」からもご確認ください。詳しくは 38 ページをご覧ください。

### ●リサイクルでごみの減量にご協力を

- ・ごみは種類ごとに分別して、決められた曜日、時間、場所に出してください。
- ・分別されていないごみ、町指定袋以外の袋で出されたごみは、収集できません。
- ・ペットボトル、食品トレー（白色）は、水洗いをしてエコステーションやリサイクル拠点などに設置してある指定容器に入れてください。（色付きトレーはプラスチック類ごみ）
- ・使用済み乾電池は、役場、資源集積場やエコステーションをご利用ください。
- ・リチウムイオン電池などの充電式小型電池は、役場、資源集積場やエコステーションをご利用ください。発火の危険がありますので、ごみ集積場には出さないでください。
- ・家庭用パソコンのうち、PCリサイクルマーク表示の付いているものは、別途料金の負担なしでメーカーが回収します。問い合わせ先は、各メーカーのホームページや製品のマニュアルなどを参照してください。

リサイクルマークの付いていないものは、回収再資源化料金が必要です。パソコン3R推進協会 ☎03(5282)7685)へ照会してください。

なお、いずれのパソコンも町の連携・協力業者であるリネットジャパン株式会社がインターネットにて宅配便による回収を行っています。

- ・ガレキ・土砂類などは、種類ごとに不燃物（ピンク）の町指定袋に入れて、お住まいの資源集積場へ偶数月（4月、6月、8月、10月、12月、2月）の資源収集日に出してください。ただし、建築や改装に伴うものは収集できませんので、工事業者または、販売店や専門業者に相談してください。
- ・水銀を含む蛍光灯は、資源集積場またはエコステーションをご利用ください。（割れたものは不燃ごみ）
- ・水銀を含む体温計・温度計は、ビニール袋などに入れ、環境課またはエコステーションをご利用ください。
- ・使用済み食用油（植物性に限る）は、ペットボトルなどの容器に入れ、環境課またはエコステーションをご利用ください。動物性の油、食用でない油はリサイクルできません。

### ●次のごみは収集しません。処分するときは、購入店などに相談してください。

- ・家電リサイクル法に定められた洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫（冷温庫）、テレビ、エアコン、衣類乾燥機
- ・ピアノ、農機具、オートバイ、タイヤ、バッテリー、消火器などの処理困難なものおよび化学薬品、ガスボンベなど危険なごみ
- ・事業活動に伴って生じたごみ（事業系ごみは収集運搬業許可業者に委託して処分してください）

### ●可燃ごみ

出してもよいごみの例	台所の生ごみ（残飯・茶かす・果物の皮・魚の骨など）、紙屑、棒きれ、草花、枝木、廃食用油吸収剤、座布団・毛布（袋に入る物）、ぬいぐるみ、カセットテープ、ビデオテープ、ストックング、運動靴、長靴、ゴム製品など
出し方	生ごみは水をよく切って、町指定の可燃物ごみ専用袋（半透明）に入れ、口を縛って出してください。
出す時間	当日午前7時30分まで
出す場所	各町内指定場所

●プラスチック類ごみ

出してもよいごみの例	ラップ類、菓子類の袋、卵のパック、発泡スチロール、カップラーメンなどの容器、ビニール製の袋やシート類、液体洗剤などの容器、シャンプー類の容器、ケチャップなどの食用容器、ポリバケツ、プラスチック製玩具、合成樹脂など
出し方	町指定のプラスチック類ごみ専用袋（ブルー）に入れ、口を縛って出してください。
出す時間	当日午前7時30分まで
出す場所	各町内指定場所

●不燃ごみ

出してもよいごみの例	陶器類、割れビン、割れガラス、電球、傘、乾燥剤、アルミ箔、ポット、カミソリ、その他燃えないごみで指定袋に入る物（ガレキ・土砂類などは除く）
出し方	町指定の不燃物ごみ専用袋（ピンク）に入れ、口を縛って出してください。
出す時間	当日午前7時30分まで
出す場所	各町内指定場所

●粗大ごみ

出してもよいごみの例	家具類、ベッド、戸棚、食卓、下駄箱、フトン、畳、カーペット、じゅうたん、60cm以上150cm以下の剪定木、大型ステレオ、レンジ、ストーブ、ファンヒーター、ミシン、ビニールタン、オルガン、ガラス戸、自転車、鏡台、コタツ、ガスコンロなど
出し方	各戸収集につき予約制です。環境課の窓口または電話受付。粗大ごみ1個につき町指定の粗大ごみ収集券を1枚貼付し、世帯主名・受付番号・収集日を必ず書いて出してください。一度に収集できる粗大ごみは5個までです。（品目によっては複数をもとめて1個にすることもできます。）
出す時間	当日午前8時まで
出す場所	道路に面した玄関前などで近所の方や交通の妨げにならない場所に出してください。（マンションやアパートの場合は、専用のごみ集積所でも可）

●資源（ビン、金属、紙、布、蛍光管、乾電池）

出してもよい資源の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビン類（ビール・酒・ワイン・ジュース・醤油・調味料・ジャム・ドリンクなどの食用・飲用ビン、化粧ビン（割れたビン・ガラスは不燃ごみ））</li> <li>・金属類（ビール・ジュース・缶詰などの空カン、スプレー缶、鉄製品（80%以上鉄製の物））</li> <li>・紙類（新聞、チラシ、雑誌、ダンボール、雑がみ）</li> <li>・布類（綿製品）</li> <li>・蛍光管（水銀を使用しているもの（白熱電球、LEDは不燃ごみ））</li> <li>・乾電池（マンガン、アルカリ、ボタン式、充電式電池）</li> </ul>
出し方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空ビン類は、キャップなどを取り、洗って、備付の黄色のカゴに入れてください。</li> <li>・空カン、金属類は、備付の青色のカゴに入れてください。</li> <li>・スプレー缶は備付の白色のネットに入れてください。（使い切ってください。穴をあける必要はありません）</li> <li>・紙類は、ひもで十文字に縛って出してください。</li> <li>・衣類は、中が見える袋に入れて出してください。</li> <li>・蛍光管は専用の回収箱に入れてください。（割れたもの、白熱電球、LED製品は不燃ごみへ）</li> <li>・乾電池は種類ごとに専用のバケツへ入れてください。ボタン式電池はテープ等で絶縁してください。</li> </ul>
出す時間	当日午前8時まで（町内会によって日時が異なります）
出す場所	資源集積場

※資源はエコステーションへ毎日（12月29日～1月3日を除く）持ち込むことができます。

●エコステーションをご利用ください。

◆学戸エコステーション 学戸七丁目 92 番地

◆本町エコステーション 城一丁目 381 番地

リサイクル促進のため、エコステーションを開設しています。以下の資源をお出しいただけます。

毎日(12月29日～1月3日を除く) 午前8時30分～午後5時まで利用できます。

気象警報発令時は閉鎖いたします。

資源の種類	出し方
ビン(飲料用・食品用空きビン)	洗ってフタを取る
金属類(飲料用・食品用空き缶、金属、スプレー缶)	スプレー缶は完全に使い切る、穴をあける必要はありません
ペットボトル(ラベルにPET マークがついたもの)	ラベルをはがし、中を洗ってフタを取る フタはペットボトルとは別に回収します
衣類	中身の見える袋に入れる
白色トレイ(色付きトレイはプラスチックごみ)	洗って乾かす
牛乳パック(内側にアルミ箔が貼られていないもの)	開いて乾かす
乾電池、ボタン電池、充電式小型電池(リチウムイオン電池など)	専用の回収箱に出す
蛍光管(水銀を使用しているものに限る)	専用の回収箱に出す
使用済み食用油(植物性のものに限る)	ペットボトルなどの容器に入れて専用の回収箱に出す
紙類(新聞(折り込み広告を含む)、雑誌、ダンボール、※雑がみ) ※雑がみ…家庭から出される古紙の中で、新聞、雑誌、ダンボールのいずれにも区別されない紙全般。具体的には、パンフレット、はがき、包装紙、封筒、紙袋、紙箱、ノート、ラップ・トイレットペーパーなどの芯	ひもで十文字に縛る 雑がみは、紙袋などに入れてひとまとめにして出す
使用済みインクカートリッジ	専用の回収箱に出す
使用済み小型家電 日常生活で使用する家庭用電気機械器具のうち、電源・充電器、電池で作動する電子機器を出していただくことができます。(ただし、不燃物(ピンク)の町指定袋に入る大きさのものに限る) ○個人情報が含まれるものは、あらかじめ必ず消去してください。 ○不燃ごみ袋に入らないものは、従来どおり粗大ごみとしてお出しください。 ○家電リサイクル法対象の6品目(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫(冷温庫)、洗濯機、乾燥機、エアコン)は出せません。	

●ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

ごみの収集日や分別方法について、お手持ちのスマートフォンから手軽に確認ができるアプリです。

日頃のごみ出しにぜひご利用ください。

◆ダウンロード方法

各アプリストアで「さんあ〜る」で検索、または下記QRコードを読み込んでください。



## 犬・猫 問合せ：環境課（内線 151・152・153）

### ●犬の登録

犬が生まれたときや、未登録の犬を譲り受けたときは、犬を飼い始めた日（生後 90 日以内の犬を取得した場合は、生後 90 日を経過した日）から 30 日以内に登録をしなければなりません。

### ●マイクロチップを装着した犬の登録について

令和 4 年 6 月 1 日から、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬について、マイクロチップの装着が義務化されました。マイクロチップを装着した犬を購入または譲り受けた場合は、環境省ホームページから飼い主情報の登録・変更を行ってください。

#### ◆手数料

400 円

### ●マイクロチップを装着していない犬の登録について

マイクロチップを装着していない犬を譲り受けた場合は、鑑札による登録が必要です。環境課または動物病院で登録手続きをしてください。

#### ◆登録料

3,000 円

### ●狂犬病予防注射

狂犬病は、ウイルスを持った犬にかまれることにより感染し、発症すれば致命的な恐ろしい病気です。生後 91 日以上の子犬を飼っている方は、必ず毎年予防接種を受ける必要があります。

毎年 3 月下旬に狂犬病予防注射の案内ハガキを送付しますので、ハガキをご持参のうえ、お近くの動物病院で予防接種を受けてください。注射を受けた後には注射済票の交付を受けてください。

#### ◆狂犬病予防注射済票交付手数料

550 円

### ●ペット（飼犬・飼猫など）の火葬

蟹江町内で飼われていたペットが死亡した場合は、町で火葬しますので、死体をビニール袋などに入れたうえでダンボール箱等に入れてお持ちください。火葬炉の故障の原因になりますので、袋の中に愛用したものや嗜好品は入れないでください。

※火葬の立会いおよび、収骨はできません。

#### ◆手数料

1,000 円

### ●犬・猫の引取り

どうしても飼育のできなくなった犬や猫の引取りについては、愛知県動物愛護センター尾張支所（☎0586(78)2595）へ相談してください。

役場では、引き取ることはできません。

## し尿・浄化槽 問合せ：環境課（内線 151・152・153）

### ●し尿の収集

し尿の汲取りは、町許可業者が行っていますので、申し込みは、業者に直接依頼してください。

#### ◆町許可業者

株式会社マルニ ☎0567(96)4402

### ●浄化槽の清掃・点検

浄化槽は、使用しているうちに汚泥が蓄積するので、定期的な清掃と点検が浄化槽法により義務づけられています。申し込みは、業者に直接依頼してください。

#### ◆町許可業者

株式会社クリンテック ☎0567(95)2931

ノザキ株式会社 ☎052(431)1351

### ●合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、し尿だけでなく生活雑排水も併せて処理できる浄化槽のことです。単独式浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する際の設置や撤去工事に対して、予算の範囲内で補助金を交付しております。工事着手前に環境課へお問い合わせください。（建物の用途、設置場所などにより補助対象外となる場合があります）

## 住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金 問合せ：環境課（内線 151・153）

### ●住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金

地球温暖化防止対策の一環として、太陽光発電施設の導入に対し、予算の範囲内で補助金を交付しております。町内で自ら居住する住宅に家庭用エネルギー管理システムや定置用リチウムイオン蓄電池、電気自動車等充給電設備を設置する場合、または設備付きの住宅を新築する方は、工事着手前に環境課へお問い合わせください。（太陽光パネルのみの設置は補助対象外です。）

## 公害 問合せ：環境課（内線 151・152・153）

### ●公害の苦情相談

工場・事業場などから発生する騒音・振動などでお困りの方は、環境課または海部県民センター環境保全課（☎0567(24)2111）へお知らせください。

### ●騒音・振動公害関係の届出

騒音および振動規制法、県民の生活環境の保全に関する条例で規定する騒音・振動を発生する施設を設置する工場または事業場などの設立、規模の変更を計画している方は、届出が必要です。

また、建設作業（掘削機などを使用する工事など）を行う場合も届出が必要です。

# まちづくり・産業

まちづくり みんなでつくるみんなの蟹江町。  
ルールを守って豊かなまちづくり。

都市計画に関するおもな内容 問合せ：まちづくり推進課（内線 422・423）

## 住宅建築

住宅などの建築物を建てる時は、都市計画法や建築基準法に基づき、建築物の用途や規模などにいろいろな制約があります。建築物を新築、増築、改築、移転する時は、建築確認申請が必要になります。

なお、市街化調整区域内では、建築確認申請の前に、開発許可申請または建築許可申請が必要な場合がありますので、事前にまちづくり推進課に相談してください。

## 耐震

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅に対し、無料の耐震診断を行っております。なお、診断後、耐震性が低い木造住宅については、その後の耐震改修費などの補助も行っていますので、事前にまちづくり推進課にご相談ください。

また、耐震事業の種類や対象の詳細は町ホームページにてご確認ください。

## 公園

現在、蟹江町には 43 か所の公園などがあります。

各公園の設備や場所の詳細は町ホームページにてご確認ください。

また、ご利用の際にお気付きの点がありましたら、まちづくり推進課へお知らせください。

道路に関するおもな内容 問合せ：土木農政課（内線 431・432）

### ●道路の維持管理

町道の維持管理は、町が行っています。  
また、国道については、名古屋国道事務所、県道については、海部建設事務所が行っています。

### ●道路占用

道路の占用とは、道路に一定の工作物・物件または施設を設け、継続して道路を使用することです。  
電気・ガス・上下水道の公共的なものや、広告板・看板・標識の設置など、町道を占用する時は許可を受けてください。

### ●道路照明灯・カーブミラー

カーブミラーなどの設置が必要なときは、町内会長または区長を通じて土木農政課にお申し出ください。また、これらの施設が破損している場合には、直接ご連絡ください。

### ●道路舗装・側溝の要望や相談

道路舗装・側溝整備などの要望がありましたら、町内会長または区長を通じて土木農政課へお申し出ください。

また、道路の破損を見つけた場合には、直接ご連絡ください。

### ●境界の確定協議

境界の確定協議は、官地（道路・水路など）と民地（私有地）との境界を確定し、相互の土地利用の有効を期するものです。必要な方は、以下の方法で申し込んでください。

なお、民地と民地の境界確定はできません。

#### ◆申込方法

境界確認協議書に必要事項を記入し、関係書類を添付して申し込んでください。

詳しくは、土木農政課にお問い合わせください。

## 農地の権利移動 問合せ：土木農政課（内線 434・435）

農地などを売買・転用するときまたは権利の設定をするときは、許可申請・届出が必要です。

### ◆申請・届出期日

- ・農地の権利移動許可申請は、毎月 1 日までです。（1 日が閉庁日の場合はその直前の開庁日まで）
- ・農地転用許可申請（市街化調整区域）は、毎月 1 日までです。（1 日が閉庁日の場合はその直前の開庁日まで）
- ・農地転用届出（市街化区域）は、随時受け付けています。
- ・農地の相続については、届出が必要です。

## 産業

あなたの「やる気」を応援します。

あなたのお店や会社の発展が、あなたのまちを支えています。

## 産業に関するおもな相談・融資 問合せ：ふるさと振興課（内線 442・443）

### 相談窓口

#### 【名古屋市内】

#### ●あいち労働総合支援フロア

労働・就職に関するサービスの拠点として、各種コーナーを設けて労働・就業に関する幅広い最新情報の提供や相談に応じています。

場所／〒450-0002 名古屋市中村区名駅四丁目 4-38 ウィンクあいち 17 階

日時／月～金曜日：午前 9 時 30 分～午後 6 時（祝日・年末年始を除く）

土曜：午前 10 時～午後 5 時（祝日・年末年始を除く）

#### ○産業労働情報コーナー

産業・労働関係の図書・雑誌・DVD、行政資料などを整備し、企業の人事労務担当者、求職者の方などに最新の産業・労働情報を提供します。

☎052(485)7153

#### ○職業適性相談コーナー

職業適性検査の活用により、個人の方には、どんな仕事に向いているか職業適性の相談などにお応えするほか、各種セミナーなどの開催を通してキャリア形成の支援を行っています。また、企業における採用・配置・職種転換などの雇用管理相談、学生などの進路相談や職業選択を支援します。

☎052(485)7155

#### ○労働相談コーナー

賃金、解雇、労働時間などの労働問題から職場の人間関係まで、幅広い相談にお応えしています。特に専門的な相談には、弁護士、大学教授（事前予約制、オンライン（Webex）相談可）がご相談に応じます。

☎052(589)1405

#### ○就労支援コーナー

仕事を探したい、家の中でできる仕事を探したい、就職に向けたセミナーを受講したいという方の相談に応じます。

☎052(562)5016

#### ●あいち子育て女性再就職サポートセンター（ママ・ジョブ・あいち）

結婚、出産、育児などで離職した女性、再び社会に出て活躍したいと考えているが、仕事に対するスキル、育児・家庭の理解、働く場所や時間など多くの不安や悩みを抱えていて、なかなか再就職に踏み切れない方をサポートします。託児（無料）もありますので、お気軽にご相談ください。

場所／〒450-0002 名古屋市中村区名駅四丁目 4-38 ウィンクあいち 17 階

日時／月～金曜日：午前 9 時 30 分～午後 6 時（祝日・年末年始を除く）

土曜：午前 10 時～午後 5 時（祝日・年末年始を除く）

☎052(485)6996

## ●ヤング・ジョブ・あいち

企業・学校などと幅広い連携・協力のもと、愛知県と愛知労働局が連携して運営する若年者（45歳未満の方）の就職を支援する総合施設です。

場所／〒460-0003 名古屋市中区錦二丁目14-25 ヤマイチビル9階

日時／月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分

☎052(232)2351

## 【海部津島内】

### ●ハローワーク津島（津島公共職業安定所）

職業相談、職業紹介、求人受理、雇用保険の手続き、各種情報の提供などを行っております。求人情報についてもご覧いただけます。

場所／〒496-0042 津島市寺前町二丁目3番地

日時／月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分

代表 ☎0567(26)3158

職業相談部門 ☎0567(26)3159

企業支援・専門援助部門 ☎0567(43)3911

雇用保険課 ☎0567(43)3912

### ●労働相談

職場での悩みごと・困りごと（労働時間、解雇、賃金、退職金、就業規則、人間関係、労働組合の結成）など、お気軽にご相談ください。

場所／〒496-0047 津島市西柳原町一丁目14番地 海部総合庁舎1階（海部県民センター）

日時／月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時

※電話でもご相談いただけます。労働相談専用ダイヤル☎0567(24)6104

## 消費者対策

賢い消費者になっていただくために、消費生活講座や消費者物価動向調査などを実施しています。訪問販売や悪質商法、インターネットやマルチ商法などの契約に関するトラブル、多重債務などの消費者トラブルでお困りの方は、次の機関にご相談ください。

①海部地域消費生活センター ☎0567(23)0150

場所／〒496-0047 津島市西柳原町一丁目14番地 海部総合庁舎1階（海部県民センター）

日時／月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後4時30分

※電話予約による出張相談も行っています。

②愛知県消費生活総合センター ☎052(962)0999

③消費者ホットライン ☎188

## 融資

### ●小規模企業等振興資金融資制度

金融機関との取引の薄い中小規模の商工業者のために、経営の振興に必要な事業資金を市町村および取扱金融機関の協力によって信用保証付で融資する制度です。

#### ◆制度を利用できる方

町内に事務所があり、事業を営んでいる個人事業者、会社、医療法人など。ただし、次の方などは取扱いをしません。

- ・保証除外業種を営む方（農業・漁業など）
- ・税金を滞納している方
- ・手形・小切手について不渡りがある方および金融機関から取引停止処分を受けている方
- ・保証協会の代位弁済を受けて、現在求償債務が残存している方

#### ◆信用保証料

信用保証料は、融資を受けられたときに、金融機関を通じて一括または分割で協会へ納めていただきます。

◆取扱金融機関

町内の銀行（ただし、ゆうちょ銀行を除く）・信用金庫全店

◆申込み・相談窓口

ふるさと振興課、取扱金融機関

●勤労者融資制度

勤労者の福祉融資として、次のような融資がご利用できます。

◆おもな融資制度

生活資金、教育資金、自動車購入、住宅資金

◆問合せ

東海労働金庫津島支店 ☎0120(69)0157

# 水道

水郷のまち、かこえ。  
水もまた限りある資源のひとつです。

**水道に関するおもな内容 問合せ：水道課（学戸一丁目 225 番地） ☎0567(95)3636**

## ●こんなときは届出を（届出はお早めに）

お届けの際には、水栓番号や使用水量のお知らせをご用意いただくと手続きは早く済みます。

### ◆次の場合は、水道課窓口へお越しいただくかお電話をお願いします。（手続き無料）

- ・転出・転入・転居される時
- ・水道使用者の名前を変更したいとき

### ◆次の場合は、水道課窓口へお越しください。（手続き有料）

- ・水道の所有権が変わるとき（相続・贈与・売買）
- ・水道の所有権を放棄するとき（廃止）
- ・使用中の水道を長期間止めたいとき（休止）
- ・長期間止めていた水道を使用するとき（開栓）

## ●水道の故障・漏水の場合

### ◆宅内・敷地内の場合

直接町指定給水装置工事事業者へ連絡し、修理してください。水道の漏水で水道料金が高額になった場合、申請していただくと水道料金を減額できる制度があります。詳しくは、水道課までお尋ねください。

### ◆道路での水漏れに気付いたとき

お手数ですが、水道課までご連絡ください。

## ●給水装置工事のお申し込み

新しく水道を引くときやメーターの口径を変更するときなどの給水装置の工事をされるときは、町指定給水装置工事事業者へお申し込みください。

なお、工事費用、加入分担金、手数料は、申込者の負担となります。

### ◆一般家庭加入者分担金（税込み）

口径	加入分担金
13mm	74,800 円
20mm	176,000 円
25mm	275,000 円

※30mm 以上または工場、会社、官公署庁や集合住宅は、水道課へお問い合わせください。

※メーターの増径を伴う場合の加入分担金は、新口径と旧口径の差額に消費税等を加算した額になります。

## ●水道料金の計算（2か月）（税込み）

水道料金は、基本料金・超過料金の合計額です。

基本料金	20 m <sup>3</sup> まで	2,530 円
超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	21~40 m <sup>3</sup>	176 円
	41~80 m <sup>3</sup>	198 円
	81 m <sup>3</sup> 以上	231 円

## ●水道料金の納付

水道料金の納付方法には、口座振替と直接納付（銀行、コンビニなど）があります。仕事などで不在がちな方は、便利な口座振替をご利用ください。

### ◆口座振替の手続き

町指定金融機関または水道事務所で手続きをしてください。その際、金融機関届出印および口座番号・水栓番号が分かるものをお持ちください。

なお、水栓番号は「使用水量のお知らせ」または水道課でご確認ください。

◆口座振替のできる指定金融機関（各本支店）

- ・三菱UFJ銀行、あいち銀行、百五銀行、名古屋銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行
- ・いちい信用金庫、桑名三重信用金庫
- ・あいち海部農業協同組合
- ・東海4県下ゆうちょ銀行・郵便局

●水道メーターの検針

検針員が、2か月ごと（偶数月）に検針します。検針した内容は、「使用水量のお知らせ」にて通知します。

◆メーターの検針にご協力をお願いします。

- ・メーターの上に物を置かないようにお願いします。
- ・犬は、出入り口やメーターから離してつないでください。
- ・増改築などで、メーターが床下や屋内になる場合は、検針しやすい場所に移してください。

◆「使用量が多い…」と思ったらまず確認を

- ・家族の人数が増えたとき
- ・水道の使用形態が変わったとき
- ・トイレで水がチョロチョロ流れているとき
- ・蛇口から水がポタポタ落ちているとき
- ・壁や地面がいつも濡れているとき

●水の異常・故障

◆水が出ないとき

- ・自分の家、アパート、マンションだけ出ない

メーターボックスの中の止水栓が閉まっていないか確かめてください。止水栓にも異常がないときは、水道課へご連絡ください。3階建て以上のアパートやマンションの方は、ポンプの故障が考えられますので、管理人または管理会社へご連絡ください。

- ・付近一帯出ない

断水工事を行っている場合や、事故も考えられますので水道課へご連絡ください。

◆白い水が出たら

まずその水を容器に入れて観察してください。下のほうから澄んできたときは、水に空気が混ざり小さな泡が発生したためですから心配はありません。いつもと違った臭いや変わった味、色の付いた水が出たときは、水道課へご連絡ください。

なお、アパート、マンションなど受水タンクが設置されている場合は、管理人または管理会社へご連絡ください。

◆赤い水が出たら

水道管は鉄製のものを多く使っているため、長い間使っていると腐食してサビが発生し、この鉄サビが、水道工事、消防活動、季節、使用水量の増加による流速の変化によって一時的に赤い水となって流れ出すものです。

赤い水は、しばらく流しているとききれいになります。

●水道に関する問合せ先

◆水道に関する届出・相談・そのほか問合せは、水道課（学戸一丁目225番地 ☎0567(95)3636）へ

※土・日曜日、休日および夜間は、留守番電話になっています。緊急の場合は、氏名・電話番号を入電してください。当番の職員が対応します。

◆水道の故障・漏水に関する問合せは、町指定給水装置工事事業者へ

## ●蟹江町指定給水装置工事事業者一覧

令和7年1月現在

事業者名	住所	電話番号
蟹江町内	蟹江町	0567
株式会社石原水道	大字須成字市場 1331 番地	(95)0516
有限会社岡田工業	学戸四丁目 6 番地	(95)8683
蟹江住宅設備株式会社	宝一丁目 554 番地	(95)2658
カニエ水道有限会社	富吉四丁目 139 番地 B-105	(95)3625
有限会社杉浦配管	須成西四丁目 27 番地	(95)3333
タカヤマ産業株式会社	桜三丁目 352 番地	(95)7558
有限会社ハイソウ液化ガス	本町五丁目 181 番地	(96)2266
福谷管工株式会社	学戸六丁目 126 番地	(95)2025
有限会社村口設備工業	桜三丁目 359 番地	(95)5035
有限会社安井配管工業	舟入四丁目 102 番地	(95)3019
株式会社山田設備工業	大字須成字東須成前 1895 番地 1	(95)3256
株式会社オケマツ住設	大字今字道下 39 番地	(95)2706
ゴトー工務店	西之森八丁目 45 番地 1	(95)4129
海部地区	津島市	0567
株式会社山新設備	唐臼町西島 33 番地	(31)0427
善勝有限会社	元寺町二丁目 40 番地	(22)5200
株式会社菅原設備	元寺町三丁目 21 番地 2	(24)1743
株式会社山田興業	唐臼町郷裏 11 番地	(33)0157
株式会社光設備	神守町下町 131 番地 1	(31)7662
株式会社石井商事	江川町二丁目 102 番地の 2	(24)2621
株式会社ニン井設備	唐臼町東田面 70 番地 1	(31)3346
	弥富市	0567
野村産業株式会社	前ヶ須町野方 759 番地 9	(67)1103
八木水道建設株式会社	前ヶ須町午新田 473 番地 6	(65)1166
株式会社環整	中山町懸廻 138 番地 1	(65)3333
株式会社佐藤鑿井工業	亀ヶ地二丁目 22 番地 1	(52)2131
みとや殖産株式会社	荷之上町権七走 2646 番地 1	(31)9210
	愛西市	0567
株式会社佐藤水建	大井町五川東 62 番地	(31)0210
有限会社ヤマセツ	稲葉町村南 29 番地 1	(24)2222
株式会社タツダ	戸倉町中屋敷 39 番地の 2	(28)3332
佐藤配管株式会社	日置町上川田 102 番地	(24)4825
有限会社北川工業	根高町古堤己新田 96 番地	(28)4712
有限会社櫻井設備	勝幡町駅東 173 番地	(25)4560
株式会社リブテック	善太新田町小新田 6 番地	(97)3620
豊設備	須依町須賀割 2096 番地 20	(31)7355
	あま市	052
有限会社ウサミ維持管理センター	甚目寺桑丸 45 番地 2	(442)0462
有限会社シンコー	下萱津中道 12 番地	(443)6240
有限会社タケシマ	花長川内 75 番地	(444)4191
	大治町	052
アスカ設備株式会社	大字砂子字山ノ前 763 番地の 1	(444)3383
株式会社WSP	大字花常字人見 29 番地 2	(441)6163
株式会社鈴木設備	大字三本木字堅田 35 番地 1	(446)1945
名古屋地区	名古屋市	052
DAISUI 株式会社	熱田区古新町二丁目 91 番地	(681)6019

有限会社富田設備	守山区新守西 2003 番地	(791)4676
協立設備工業株式会社	千種区高見一丁目 18 番 9 号	(751)2004
株式会社名団	北区神明町 21 番地	(912)8826
株式会社三東	千種区桜が丘 226 番地	(782)2251
株式会社エムアイコンストラクション	北区大杉町二丁目 2 番 19 号	(911)6960
GROWTH 株式会社	守山区小幡太田 15 番 20 号	(797)9188
株式会社フジコー	瑞穂区洲山町一丁目 57 番地 1	(853)2717
株式会社アクアテクノス	西区野南町 57 番地	(503)1131
真野工業株式会社	熱田区波寄町 2 番 27 号	(884)3111
株式会社前田工業	千種区天満通二丁目 8 番地	(721)5368
株式会社 F I N E	港区津金二丁目 11 番 28 号	(653)6383
有限会社中島管工所	南区五条町二丁目 1 番地の 163	(691)5570
寺沢工業	守山区大字中志段味字吉田洞 2881	(736)5306
ノザキ株式会社	中川区大字千音寺字西福正 3552 番地	(431)1351
株式会社清水工業	中川区中須町 210 番地	(363)5053
ニッカホーム株式会社	緑区籠山二丁目 1225 番地	(899)3580
株式会社大森設備	中村区中村中町四丁目 11 番 5	(526)1006
株式会社 i-FIRST	中川区横前町 58 番地	(462)9950
株式会社パイプマン	港区六軒家 1431 番地	(398)5225
株式会社オーケテック	北区清水三丁目 15 番 18 号	(325)3307
株式会社カワセ土木	中川区かの里三丁目 1203 番地	090(8737)0421
株式会社ケンコー	緑区鳴海町丸内 24	(629)4111
株式会社ミニミニハウジング	中区錦三丁目 16 番 27 号	(973)0101
有限会社オオタ設備	緑区徳重五丁目 622 番地	(876)6271
株式会社藤本設備	天白区笠原町 1010 番地	(846)7200
中部水道修理株式会社	千種区振甫町二丁目 35 番地	(778)8293
そのほか愛知県		
株式会社ヤママ住設	小牧市大字東田中字南新田 1600 番 1	0568(77)6985
中部オーケーホーム株式会社	瀬戸市東赤重町二丁目 70 番地	0561(82)6951
株式会社池田産業	春日井市浅山町三丁目 1311 番 66	0568(87)3888
有限会社滝川水道	稲沢市矢合町 2590 番地の 3	0587(36)2816
尾張テクアス株式会社	一宮市三条字通 4 番地 1	0586(85)7316
株式会社三栄建設	一宮市開明字東屋敷 27 番地 1	0586(82)3227
中川設備工業株式会社	知多郡東浦町大字緒川字西釜池 5 番地 15	0562(34)9232
株式会社城東設備	犬山市大字前原字北中根 3 番地 2	0568(65)1227
ハウスメディック有限会社	春日井市美濃町一丁目 165 番地 1	0568(93)6600
愛知県外		
株式会社三重水道センター	三重県四日市市羽津 4636 番地 2	059(364)0299
有限会社加藤設備管工	三重県四日市市広永町 70 番地 3	059(366)2545
株式会社三重物産	三重県桑名市大字大福 394 番地	0594(21)3476
株式会社市川水道設備	三重県四日市市西大鐘町 831 番地	059(324)7485
株式会社タカオ設備	三重県桑名市多度町多度 853 番地	0594(49)2712
株式会社加藤配管工業所	三重県桑名市長島町西外面 1749 番地	0594(42)0842
株式会社タカ設備工業	三重県桑名市大字芳ヶ崎 1056 番地	0594(32)0899
協栄土木株式会社	三重県四日市市楠町小倉 1875 番地	059(397)4702
有限会社技建竹内	岐阜県美濃加茂市川合町二丁目 1 番 46 号	0574(26)3710
株式会社イースマイル	大阪府大阪市中央区瓦屋町 3-7-3 イースマイルビル	06(7739)2525
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪府大阪市西区阿波座一丁目 5 番 16 号	06(4391)8830

株式会社 IDEAL	大阪府大阪市北区中之島四丁目 3-25	0120(777)035
株式会社みやかわ	東京都墨田区業平 4-14-15 Meg ビル 2F	03(5819)9141
株式会社クラシアン	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 1 番地 9	0120(500)500
株式会社キンライサー	東京都港区虎ノ門一丁目 3 番 1 号	03(5157)2400
ノーリツリビングクリエイト株式会社	大阪府吹田市江の木町 21 番 1 号	06(6338)2535

下水道に関するおもな内容 問合せ：下水道課（学戸一丁目 225 番地） ☎0567 (95) 1500

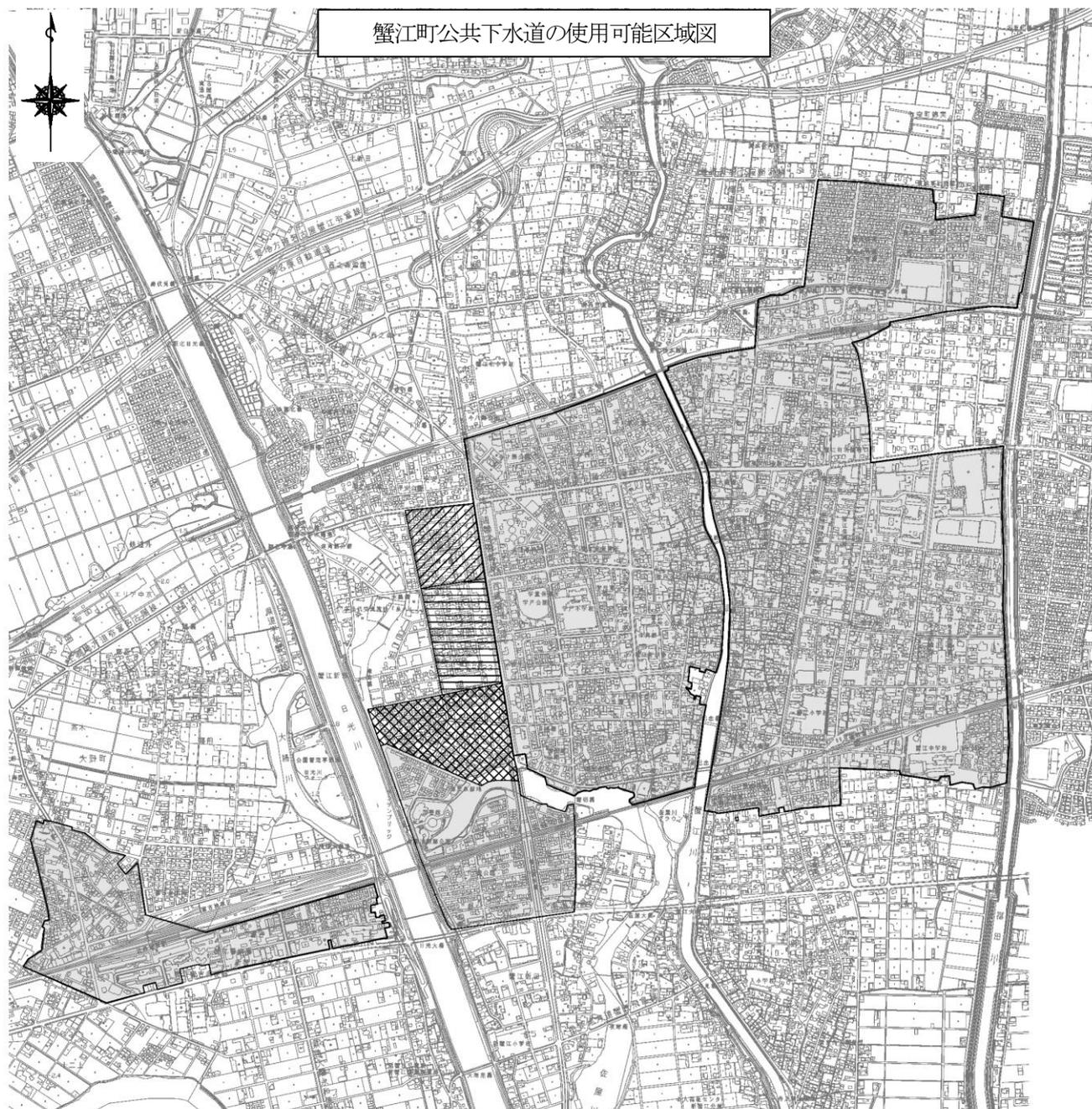
●蟹江町の下水道

蟹江町の下水道は、海部地区4市2町を対象に県が整備する日光川下流域下水道として、流域関連公共下水道を整備しています。

下水には、汚水と雨水があり排除方式には、汚水と雨水を1つの管で集める合流式と、別々に分けて集める分流式があります。蟹江町では、分流式を採用しています。

●下水道の使用可能区域

下記図面の区域で下水道が使用可能です。



凡 例	
	令和 5年3月31日 以前使用可能区域
	令和 6年3月31日 使用可能区域
	令和 7年3月31日 使用可能区域
	令和 8年3月31日 使用可能区域

●受益者負担金

下水道の使用が可能となった区域に土地を所有している方に、受益者負担金のご負担をお願いしています。この負担金は一度限りで、土地の面積に応じて算定されるもので、下水道整備費の一部に使用されます。

◆負担額

土地の面積1㎡あたり300円

◆納付方法

受益者負担金は、3年間（各年度の納期は、8月、10月、12月、2月）で12回に分けて納付していただきます。

なお、一括で納付することもできます。

◆報奨金制度

受益者負担金を一括で納付された場合、納付額の10%を報奨金として交付します。

●排水設備工事

公共下水道の使用が可能となった区域にお住まいの方は、速やかに下水道への切替えをお願いします。下水道への切替工事は、必ず下記の「蟹江町排水設備指定工事店」に依頼してください。

●蟹江町排水設備指定工事店一覧

令和8年3月現在

指定工事店名	住所	電話番号	相談 無料	見積 無料
<b>蟹江町内</b>	<b>蟹江町</b>	<b>0567</b>		
蟹江住宅設備株式会社	宝一丁目554番地	(95)2658	○	○
有限会社杉浦配管	須成西四丁目27番地	(95)3333	○	○
株式会社オケマツ住設	大字今字道下39番地	(95)2706	○	○
海部建設株式会社	城四丁目351番地	(95)2022		
株式会社石原水道	大字須成字市場1331番地	(95)0516	○	○
山田建設株式会社	舟入二丁目143番地	(95)2263		
大藤建設株式会社 蟹江支店	西之森二丁目91番地	(96)2511		
有限会社岡田工業	学戸四丁目6番地	(95)8683	○	△
株式会社山田設備工業	大字須成字東須成前1895番地1	(95)3256	○	○
有限会社安井配管工業	舟入四丁目102番地	(95)3019		
福谷管工株式会社	学戸六丁目126番地	(95)2061	○	○
カニエ水道有限会社	富吉四丁目139番地B-105	(95)3625	○	△
株式会社戸谷組	大字蟹江新田字佐屋川西49番地	(95)2449		
株式会社大笹組	大字須成字川西下454番地	(95)2345		
株式会社クリンテック	学戸一丁目3番地	(95)2931	○	○
タカヤマ産業株式会社	桜三丁目352番地	(95)7558	○	○
伊藤設備	桜一丁目3番地	(95)8341	○	○
有限会社村口設備工業	桜三丁目359番地	(95)5035	○	○
株式会社加藤建設	大字蟹江新田字下市場19番地の1	(95)2181		
東名開発株式会社	大字蟹江新田字前波227番地の3	(95)6314		
<b>海部地区</b>	<b>津島市</b>	<b>0567</b>		
株式会社山田興業	唐臼町郷裏11番地	(33)0157	○	○
株式会社山新設備	唐臼町西島33番地	(31)0427	○	○
善勝有限会社	元寺町二丁目40番地	(22)5200	○	○
株式会社菅原設備	元寺町三丁目21番地2	(24)1743	○	○
株式会社光設備	神守町下町131番地1	(31)7662	○	○
株式会社石井商事	江川町二丁目102番地2	(24)2621	○	○
株式会社宇佐美プロパン	宇治町字小船戸1番地	(28)4433	○	○
株式会社山ニシ井設備	唐臼町東田面70番地1	(31)3346	○	○

	愛西市	0567		
岩間管設備	小茂井町大畑 11 番地	(28)0836	○	○
ワシノ建設 株式会社	根高町郷前 171 番地 1	(28)3556		
有限会社ヤマセツ	稲葉町村南 29 番地 1	(24)2222		○
株式会社 佐藤水建	大井町五川東 62 番地	(31)0210	○	○
有限会社加藤設備管工 愛西営業所	諸桑町西浦 200 番地	(22)5277		○
佐藤配管株式会社	日置町上川田 102 番地	(24)4825	○	○
正喜建築株式会社	西保町西川原 236 番地の 4	(26)7118	○	○
株式会社加東建設	一色町昭和 430 番地	(24)1200	○	○
有限会社櫻井設備	勝幡町駅東 173 番地	(25)4560	○	○
株式会社リブテック	善太新田町小新田 6 番地	(97)3620	○	○
藤松設備	四会町笹塚 74 番地 1	(24)7908	○	○
豊設備	須衣町須賀割 2096 番地 20	(31)7355	○	△
株式会社タツダ	戸倉町中屋敷 39 番地の 2	052(979)2273		○
	弥富市	0567		
野村産業株式会社	前ヶ須町野方 759 番地 9	(67)1103	○	○
弥富建設株式会社	鮎浦町西前新田 67 番地	(65)3300		○
八木水道建設株式会社	前ヶ須町午新田 473 番地 6	(65)1166		
大栄建設株式会社	鮎浦町中六 73 番地	(67)1173		○
ヨコイリフォーム	前ヶ須町南本田 506 番地 1	(67)0426		○
アラオハウジング株式会社	狐地二丁目 62 番地	(68)8764	○	○
株式会社佐藤鑿井工業	亀ヶ地二丁目 22 番地 1	(52)2131	○	○
真誠設備株式会社	東中地一丁目 187 番地 13	(74)7450	○	○
株式会社環整	中山町懸廻 138 番地 1	(65)3333	○	○
みとや殖産株式会社	荷之上町権七走 2646 番地 1	(31)9210	○	○
	あま市	052		
有限会社ウサミ維持管理センター	甚目寺桑丸 45 番地 2	(442)0462	○	○
有限会社 シンコー	下萱津中道 12 番地	(443)6240	○	○
有限会社タケシマ	花長川内 75 番地	(444)4191	○	○
	大治町	052		
アスカ設備株式会社	大字砂子字山ノ前 763 番地の 1	(444)3383	○	○
市江設備	大字西條字平ヶ野 137 番地 3	(433)5601	○	○
株式会社 WSP	大字花常字人見 29 番地 2	(441)6163	○	○
株式会社鈴木設備	大字三本木字堅田 35 番地 1	(446)1945	○	○
	飛島村	0567		
株式会社伊藤水道	元起三丁目 44 番地	(52)1774	○	○
株式会社中島水道	竹之郷一丁目 20 番地 1	(52)2266	○	○
	名古屋地区	名古屋市	052	
有限会社富田設備	守山区新守西 2003 番地	(791)4676	○	○
ノザキ株式会社	中川区千音寺四丁目 1511 番地	(431)1351		
協立設備工業株式会社	千種区高見一丁目 18 番 9 号	(751)2004		○
DAISUI 株式会社	熱田区古新町二丁目 91 番地	(681)6019	○	○
株式会社フジコー	瑞穂区洲山町一丁目 57 番地 1	(853)2717	○	○
GROWTH 株式会社	守山区小幡太田 15 番 20 号	(797)9188	○	○
真野工業株式会社	熱田区古新町一丁目 62 番地	(681)6701	○	○
児玉設備工業株式会社	南区元桜田町 20 番地の 1	(821)5318	○	○
株式会社前田工業	千種区天満通二丁目 8 番地	(721)5368	○	○
株式会社 FINE	港区津金二丁目 11 番 28 号	(653)6383	○	○

有限会社中島管工所	南区五条町二丁目 1 番地 163	(691) 5570	○	○
株式会社三東	千種区桜が丘 226 番地	(782) 2322	△	△
正色設備	中川区下之一色町北起 9 番地	(302) 1577	○	○
愛洗設備有限会社	港区正徳町三丁目 84 番地	(384) 7397	○	○
寺沢工業	守山区大字中志段味字吉田洞 2881 番地	(736) 5306	○	○
株式会社清水工業	中川区中須町 210 番地	(363) 5053	○	○
株式会社名団	北区神明町 21 番地	(912) 8826		
ニッカホーム株式会社	緑区籠山二丁目 1225 番地	(899) 3580	○	○
株式会社大森設備	中村区中村中町四丁目 11 番地の 5	(526) 1006	○	○
株式会社 i-FIRST	中川区横前町 58 番地	(462) 9950	○	○
株式会社パイプマン	港区六軒家 1431 番地	(398) 5225		
株式会社オーケテック	北区清水三丁目 15 番地 18	(325) 3307	○	○
株式会社カワセ土木	中川区かの里三丁目 1203 番地	(888) 2898	○	○
有限会社オオタ設備	緑区徳重五丁目 622 番地	(876) 6271		
株式会社藤本設備	天白区笹原町 1010 番地	(846) 7200	○	○
そのほか愛知県				
中部オーケーホーム株式会社	瀬戸市東赤重町二丁目 70 番地	0561 (82) 6951	○	○
有限会社稲沢設備	稲沢市北島町中切 78 番地	0587 (36) 1349	○	○
山内設備	稲沢市祖父江町森上本郷三 13 番地	0587 (97) 0747	○	○
株式会社三重水道センター	豊田市西岡町保ヶ山 46-3	0565 (47) 8007	○	○
有限会社滝川水道	稲沢市矢合町 2590 番地の 3	0587 (36) 2816	○	○
尾張テクアス株式会社	一宮市三条字通 4 番地 1	0586 (85) 7316	○	○
株式会社ヤママ住設	小牧市大字東田中字南新田 1600 番 1	0568 (77) 6985	○	○
株式会社城東設備	犬山市大字前原字北中根 3 番地 2	0568 (65) 1227	○	○
アクア設備	稲沢市横野町 576 番地	0587 (81) 9558	○	○
株式会社池田産業 春日井支店	春日井市浅山町三丁目 1311 番地 66	0568 (87) 3888	○	○
中部日化サービス株式会社	北名古屋市徳重御宮前 62 番地	0568 (26) 0090	○	○
株式会社増岡水道設備	みよし市打越町上屋敷 40 番地 36	0561 (34) 3143		
ハウスメディック有限会社	春日井市美濃町一丁目 165 番地 1	0568 (93) 6600	○	○
株式会社三栄建設	一宮市開明字東屋敷 27 番地 1	0586 (82) 3227	○	△
愛知県外				
株式会社三重物産	三重県桑名市大字大福 394 番地	0594 (21) 3476	○	○
株式会社市川水道設備	三重県四日市市西大鐘町 831 番地	059 (324) 7485	○	○
株式会社加藤配管工業所	三重県桑名市長島町西外面 1749 番地	0594 (42) 0842	○	○
株式会社タカオ設備	三重県桑名市多度町多度 853 番地	0594 (49) 2712	○	○
株式会社タカ設備工業	三重県桑名市大字芳ヶ崎 1056 番地 1	0594 (32) 0899	○	○
協栄土木株式会社	三重県四日市市楠町小倉 1875 番地	059 (397) 4702	○	○

※△は、受注できない場合有料となります。

●各種補助金

◆公共下水道整備接続促進費補助金

トイレの水洗化や排水設備工事のため、必要となる費用の一部を補助します。

要件	使用が可能となった日から	補助金額 (1基あたり)
くみ取り便所を水洗便所に改造し、公共下水道に接続するための排水整備工事を完了した場合	1年以内	100,000円
	2年以内	75,000円
	3年以内	50,000円
浄化槽を廃止し、公共下水道に接続するための排水整備工事を完了した場合	1年以内	60,000円
	2年以内	45,000円
	3年以内	30,000円

※ただし、税金などを滞納していないことが条件となります。

◆浄化槽雨水貯留施設転用費補助金

下水道に接続することによって不用となる浄化槽を、雨水貯留施設へ転用する方に対して、その工事費の一部を補助します。

・合併浄化槽の場合

5人槽まで5万円以内とし、人槽が1人増すごとに1万円を加算（上限額10万円）

・単独浄化槽の場合

5人槽まで4万円以内とし、人槽が1人増すごとに8,000円を加算（上限額8万円）

※ただし、税金などを滞納していないことや、下水道が使用できる区域になってから3年以内であるといった条件があります。

●下水道の使用料

下水道への接続が完了すると、下水道使用料をいただきます。排出量は、原則、水道の使用水量となります。

◆下水道使用料の計算（1か月あたり）（税抜き）

基本料金	10 m <sup>3</sup> まで	1,100円
超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	11~20 m <sup>3</sup> まで	150円
	21~40 m <sup>3</sup> まで	180円
	41~500 m <sup>3</sup> まで	210円
	501 m <sup>3</sup> 以上	240円

◆下水道使用料の納付

下水道の使用料は、水道料金と合算で納付していただきます。納付方法は、水道料金の納付（P45）にてご確認ください。

ただし、海部南部水道企業団から給水を受けている区域（富吉地区の一部）の下水道使用料については、蟹江町から別途ご請求致します。

# 消防・防災

不慮の事故や災害に備えて

火災・救急に関する予備知識

問合せ：消防署（大字蟹江本町字クノ割 10 番地） ☎0567(95)5121

## 火災予防

### ●住宅用火災警報器の設置について

蟹江町では、火災から生命・身体・財産を守るため「寝室・階段・台所」に住宅用火災警報器の設置が義務化されています。

### ◆取り付け位置のポイント

- ・天井設置の場合

壁から 0.6m 以上離して取り付けましょう。

- ・壁設置の場合

天井から 0.15m～0.5m 以内の位置に取り付けましょう。

※エアコンの吹き出し口がある場合は、吹き出し口から 1.5m 以上離して設置して下さい。

### ◆定期にメンテナンスをしましょう

設置後 10 年以上経過している機器は、故障や電池切れなどにより火災を感知しない可能性があります。ホームセンターや家電量販店などで購入できますので、定期的に点検・交換を行いましょう。

※消防署では住宅用火災警報器の訪問販売や委託販売は一切行っていません。不審に感じた場合は、警察や消防にお問い合わせいただき、被害に遭わないようご注意ください。

## 救命処置

### ●突然倒れた人や意識のない人を発見したら

突然死の主な原因は、急性心筋梗塞や脳卒中などがあり、人は心臓が止まると 10 秒あまりで意識がなくなり、3～4 分以上そのままの状態が続くと脳の回復が困難となります。心臓が止まっている間、胸骨圧迫によって脳や心臓に血液を送り続けることが心臓の動きが戻った後の後遺症を少なくするためにも重要です。

### ◆突然倒れた人や意識のない人を見たら

- ・直ちに 119 番通報しましょう。
- ・心肺蘇生法（胸骨圧迫と人工呼吸）を実施し、AED を手配しましょう。（一次救命処置）
- ・救急隊が到着するまで処置を継続しましょう。

※救急車を要請する場合は、市外局番なしの 119 番通報をお願いします。（携帯電話からでも通報可能）

※休日や夜間の病院照会先「愛知県救急医療情報センター」TEL052-263-1133 まで

## 交通事故に関する予備知識 問合せ：安心安全課（内線 232）

交通安全は、全町民の願いです。交通ルールやモラルを守らずに交通事故を起こすのは論外として、ほんのちょっとした心のすきに、交通事故は発生します。万が一、事故にあってしまったら、または事故を起こしてしまったら、あわてず適切に処置をしてください。

### ●交通事故に遭ったら

- ①負傷者を救護し、直ちに 110 番へ通報し、必要に応じて 119 番へ通報しましょう。
- ②道路上の危険物の処置を行いましょう。
- ③小さな事故でも、必ず 110 番通報をするようにしましょう。
- ④相手の方を確認しましょう。（運転免許証・自動車検査証などで確認し、電話番号を覚えてもらうこと）
- ⑤落ち着いて、冷静な判断を取るようにしましょう。
- ⑥軽いケガでも、必ず病院へ行きましょう。

### ●交通事故相談

交通事故に遭った場合、賠償請求その他について何をどうしたらいいか、戸惑うのは当然です。加入している保険会社・友人・知人など、その方面に詳しい人にお尋ねになることも結構ですが、お困りのときは、次の機関

で無料相談を受けておりますので、ご利用ください。

- ・愛知県県民相談・情報センター ☎052(962)5100  
月～金曜日 午前9時～午後5時15分
- ・(財)日本弁護士連合会交通事故相談センター名古屋相談所 ☎052(565)6110  
月～日曜日 午前9時10分～午後4時30分

## 防災に関する予備知識 問合せ：安心安全課（内線231）

### ●いざというときの連絡先（官公庁施設）

名称	所在地	電話番号
蟹江町役場	学戸三丁目1番地	0567(95)1111
蟹江町消防署	大字蟹江本町字クノ割10番地	0567(95)5121
蟹江警察署	富吉三丁目225番地	0567(95)0110
蟹江警察署／須成駐在所	須成西六丁目105番地1	0567(95)0110
蟹江警察署／蟹江交番	城一丁目449番地	0567(95)0110

### ●指定避難所

名称	所在地	電話番号
蟹江中学校	宝三丁目20番地	0567(95)2057
蟹江北中学校	須成西九丁目55番地1	0567(96)1145
蟹江小学校	城四丁目500番地	0567(95)2037
舟入小学校	舟入三丁目70番地	0567(95)2202
新蟹江小学校	大字蟹江新田字仲川原198番地	0567(95)2203
須西小学校	須成西六丁目114番地	0567(95)2201
学戸小学校	学戸四丁目236番地	0567(96)2588
※蟹江保育所	城一丁目525番地	0567(95)2455
※蟹江南保育所	城四丁目244番地	0567(95)3449
※蟹江西保育所	学戸四丁目29番地	0567(95)6454
※須成保育所	大字須成字古苗代1733番地	0567(95)0067
※新蟹江北保育所	富吉三丁目217番地	0567(96)1050
蟹江町体育館	学戸三丁目2番地	0567(95)6330
蟹江中央公民館	学戸三丁目3番地	0567(96)1135
舟入ふれあいプラザ	舟入一丁目444番地	0567(95)1011
※蟹江児童館	城四丁目243番地	0567(95)6030
※新蟹江児童館	大字蟹江新田字大海用149番地5	0567(95)5441
みどりの家	大字西之森字海山282番地2	0567(95)6511
蟹江町図書館	大字蟹江新田字札中地101番地1	0567(95)0605
蟹江町産業文化会館	城一丁目214番地	0567(96)0170
蟹江町希望の丘広場	大字新千秋字後西50番地	0567(94)3800
蟹江町多世代交流施設 「泉人（せんと）」	大字西之森字海山326番地3	0567(95)0026

### ※乳幼児優先避難所

乳幼児優先避難所とは、災害時に配慮が必要となる乳幼児用の備蓄資材等の環境を整えた避難所です。

### ●指定緊急避難場所

名称	所在地
蟹江中学校	宝三丁目20番地
蟹江北中学校	須成西九丁目55番地1
蟹江小学校	城四丁目500番地

舟入小学校	舟入三丁目 70 番地
新蟹江小学校	大字蟹江新田字仲川原 198 番地
須西小学校	須成西六丁目 114 番地
学戸小学校	学戸四丁目 236 番地
蟹江町希望の丘広場	大字新千秋字後西 50 番地
善太排水機場	大字新千秋字後東 412 番地 2
鍋蓋新田排水機場	南二丁目 361 番地
蟹江川排水機場	大字蟹江本町字栄花野地先
蟹江町観光交流センター 「祭人（さいと）」	大字須成字川西上 371 番地
蟹江町多世代交流施設 「泉人（せんと）」	大字西之森字海山 326 番地 3

## ●防災点検

### ◆用意しておきたいもの

スマートフォン、スマホ充電器、携帯ラジオ（予備の電池も忘れずに）・懐中電灯（予備の電池も忘れずに）・衣類（下着 1 組・ジャンパー・毛布）・救急薬品・貴重品・食料品（乾パン・缶詰など 7 日分）・飲料水（1 人 1 日 3 リットルを目安に）・マッチ・ライター・ローソク・コップ・缶切り・ポリ袋・携帯用トイレ、マスク、消毒液、除菌シート、体温計、歯ブラシ

※アレルギー症状をお持ちの方は、アレルギーに対応した食料を備蓄しましょう。

### ◆避難先の確認

緊急時の避難先を確認し、避難場所・避難所までのルートも決めておきましょう。

### ◆家庭内の安全対策

- ・タンス・棚・冷蔵庫・テレビなどは、固定してありますか。
- ・出入口に、物が積んでありませんか。
- ・消火器はありますか。
- ・可燃物が家の周囲に積んでありませんか。

### ◆そのほか

突如の災害に備えて各自の役割分担（お年寄りやお子さん、病人などの保護担当）を決めておきましょう。

## ●地震

地震が起きたときは、常にスマホやラジオなどで的確な情報を得るようにし、適切な判断を持って行動してください。

### ◆こんな場所で地震が起きたら

#### ①家の中にいたら

- ・机などの下へ入りましょう。
- ・火の始末をしましょう。
- ・出入口を開けましょう。

#### ②ビル内にいたら

- ・窓から離れましょう。
- ・机などの下へ入りましょう。
- ・絶対にエレベーターは使わないようにしましょう。

#### ③映画館・デパートにいたら

- ・頭を保護し、係員の指示に従いましょう。
- ・あわてて出入口に殺到しないで、パニックに巻き込まれないようにしましょう。

#### ④ビル街・商店街にいたら

- ・頭を保護し、近くの公園などに逃げましょう。
- ・落下物・自動販売機・電柱に注意しましょう。

#### ⑤自動車を運転していたら

- ・スピードを落として左側へ寄せ、徒歩で避難しましょう。

- ・車を離れるときはキーをつけたまま、ドアロックもしないようにしましょう。

## ●蟹江町防災情報メール

蟹江町では、町民などの皆さんが、迅速に防災情報を受け取れるよう、携帯電話やパソコンへさまざまな防災情報をメールで配信するサービスを行っております。登録は無料です。ぜひご利用ください。(登録は無料ですが、メール受信にかかる通信料(1通あたり1～2円)は利用者の負担となります)

### 【登録方法】

- ①右記QRコードを読み取り、空メール(件名・本文不要)を送信してください。  
※QRコードが読み取れない方は「bousai.kanie-town@raidan.ktaiwork.jp」に空メールを送信してください。
- ②数分以内に、登録用URLが記載されたメールが届きます。
- ③URLから登録設定をしていただき、登録完了のお知らせメールが届きましたら登録完了となります。



## ●同報無線 (防災行政無線)

地震や大雨などの自然災害に加え、ミサイル発射情報などの緊急情報を、屋外に設置する子局 (スピーカー) を通じて住民の皆さまに伝達する設備です。

### ◆放送する情報

- ・防災に関する緊急情報
- ・J-ALERT (全国瞬時警報システム) からの情報
- ・その他の情報
- ・時刻放送

### ◆放送を聞き逃したときの確認方法

(全ての放送)

- ・同報無線ダイヤル ☎0567 (96) 6506  
このダイヤルで、同報無線の放送を聞き直すことができます。
- ・町ホームページ (<https://www.town.kanie.aichi.jp/>)  
町ホームページのトップページから放送内容を確認することができます。

(緊急情報の場合のみ)

- ・蟹江町防災情報メール  
配信サービスに登録すると、スマートフォンやパソコンへ緊急情報の場合のみメールで配信します。
- ・防災情報アプリ (Hazardon)  
スマートフォンでアプリ (Hazardon) をインストールすると、緊急情報の場合のみ受け取れます。



- ・エフエムななみ放送 (FM77.3MHz)  
コミュニティFM放送局 (FM77.3MHz) から緊急情報の場合のみ放送されます。
- ・緊急速報メール (エリアメール)  
携帯電話事業者 (NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル) が無料で提供するサービスで緊急情報の場合のみ配信します。

# 議会・選挙

## 議会

豊かな暮らしの第一歩。  
あなたの声を町政に反映する町議会。

### 議会に関するおもな内容 問合せ：議会事務局（内線 301・302）

#### ●議会とは

議会は、町民の皆さんが選挙で選んだ議員（現在の定数 14 人）で構成されています。議会は町の具体的政策を最終的に決定する機関であり、議会の議決を経た上で、町は諸々の事務を執行しています。（予算や条例などの議案として議会に提案されます）

町議会には、3月、6月、9月、12月に行われる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会とがあります。

#### ●議会の運営（流れ）

- ①提出議案について説明が行われます。
- ②議案についての質疑や町政全般についての質問がなされ、町長をはじめ町の関係者が答弁します。
- ③議案をさらに専門的に検討するため、2つの常任委員会（総務建設・民生教育）に付託し、慎重な審査を行います。
- ④本会議で常任委員会の審査結果を報告します。
- ⑤賛成か反対かの討論を行い、最後に採決します。

#### ●委員会

委員会には議会運営委員会、常任委員会、特別委員会があります。

#### ●代表質問・一般質問

代表質問は、会派を代表する議員が町長の所信表明・施政方針に対して質問を行います。

一般質問は、議員が本会議で議案に関係なく、町政全般にわたって町長や教育委員会などの考え、将来に対する方針を問いただします。結果として、政策の見直しあるいは新しい政策が採用されることもあります。

#### ●議会の傍聴・議会放映

本会議および常任委員会は原則として公開されており、手続きなしでどなたでも傍聴することができます。

また、町長の所信表明・施政方針、代表質問、一般質問についてはクローバーテレビによる議会放映を行っています。放映された映像は、議会日程の約 10 日後からインターネットでの録画配信をします。

議会の日程は、議会だよりおよび町ホームページに掲載しています。

議会映像配信サイト



QRコードからも  
アクセスできます。

#### ●請願・陳情

町政について意見や要望があるときは、誰でも議会に請願・陳情を行うことができます。

##### ◆提出方法

- ①町議会に請願する場合は、請願書を作成し、請願の趣旨に賛同する議員 1 名以上の署名を得て提出します。  
また、陳情書については、議員の署名は必要ありません。
- ②提出された請願は委員会で審査され、本会議で採択・不採択が決定されます。
- ③採択された請願は、その趣旨に沿った対応策が検討されます。
- ④提出された陳情の内容は、全議員に知らされます。



マチイロ



QRコードからも  
ダウンロードできます。

#### ●議会だより

議会の審議状況や活動内容を皆さんにお知らせするために「かにえ議会だより」を年 4 回発行し、全戸に配布し、町ホームページにも掲載しています。スマートフォン等のアプリ「マチイロ」でも閲覧可能です。

#### ●議会報告会

「開かれた議会」を目指し、蟹江町議会基本条例に基づいて、毎年、議会報告会を開催しています。

# 選挙

あなたの一票が、  
この町、この社会をつくれます。

## 選挙に関するおもな内容 問合せ：選挙管理委員会事務局(総務課) (内線 125)

### ●選挙権

日本国民で年齢満18歳以上の方は、衆議院議員、参議院議員の選挙権があります。また、日本国民で年齢満18歳以上の方で町内に引き続き3か月以上住んでいる方は、県知事、県議会議員、町長および町議会議員の選挙権があります。

### ●選挙人名簿の登録

選挙権があっても、住民基本台帳に基づいて作成された選挙人名簿に登録されなければ投票することができません。この名簿の登録には、定時登録と選挙時登録があり、一度登録されると、死亡または転出ししない限り、永久に登録されています。

#### ◆定時登録

毎年登録月(3月、6月、9月、12月)の1日(1日が休日の月は、その直後の平日)に、登録資格のある方を登録します。

#### ◆選挙時登録

選挙を行う時に登録資格のある方を登録します。

### ●投票するには

#### ◆投票所入場整理券

選挙時には投票権がある方に「入場整理券」を郵送します。これは、投票をスムーズに行っていただくためのものですので、投票時にお持ちください。

なお、紛失などの場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

※県知事および県議会議員の選挙は、県外に転出(届出)された時点で、また、町長および町議会議員の選挙は、町外に転出(届出)された時点で投票権を失います。

#### ◆投票所

蟹江町は、9つの投票区に分かれており、投票所は、各投票区によって異なります。

ご自身の投票区は、入場整理券によりお知らせしますので、選挙時に発行される「広報かにえ選挙特集号」と併せてご確認ください。

#### ◆投票のできる時間

投票日の午前7時～午後8時

#### ◆代理投票

心身の故障などによって自分で投票用紙に候補者の氏名などを書くことができない方は、「代理投票」の方法が認められていますので、投票所でその旨を係員にお申し出ください。

#### ◆点字投票

目の不自由な方は、「点字投票」をすることができますので、投票所でその旨を係員にお申し出ください。



投票所の場所について

### ●投票日に投票所に行けない方

#### ◆期日前投票

投票日当日に、仕事、旅行、レジャー、冠婚葬祭などの理由で、投票所へ行けないと見込まれる方で、期日前投票をされる日に満18歳に達している方は、期日前投票ができます。

#### ◆不在者投票

①不在者投票所として指定されている病院、施設などに入院(入所)している場合は、病院などの中で不在者投票ができます。

②身体に重度の障がいがある方で、身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳をお持ちの方または介護認定の要介護5の方で、郵便等投票証明書の交付を受けた方は、郵便により自宅で不在者投票ができます。

③仕事などの理由で、名簿登録地以外の市町村に長期滞在している方は、投票用紙を滞在先に取り寄せ、最寄りの選挙管理委員会で不在者投票ができます。

④投票日当日に選挙権がある方で、期日前投票をしようとする日に満18歳に達していない方は、不在者投票ができません。

◆投票場所

蟹江町役場（上記の「期日前投票」および「不在者投票④」に該当する方）

◆投票のできる期間および時間

告示日（公示日）の翌日～投票日の前日

午前8時30分～午後8時

◆マイナポータル「ぴったりサービス」を利用したオンライン請求について

上記の「不在者投票①」または「不在者投票③」の不在者投票用紙の請求をされる方は、マイナンバーカードを利用した「ぴったりサービス」により請求ができます。詳しくは町ホームページをご確認ください。



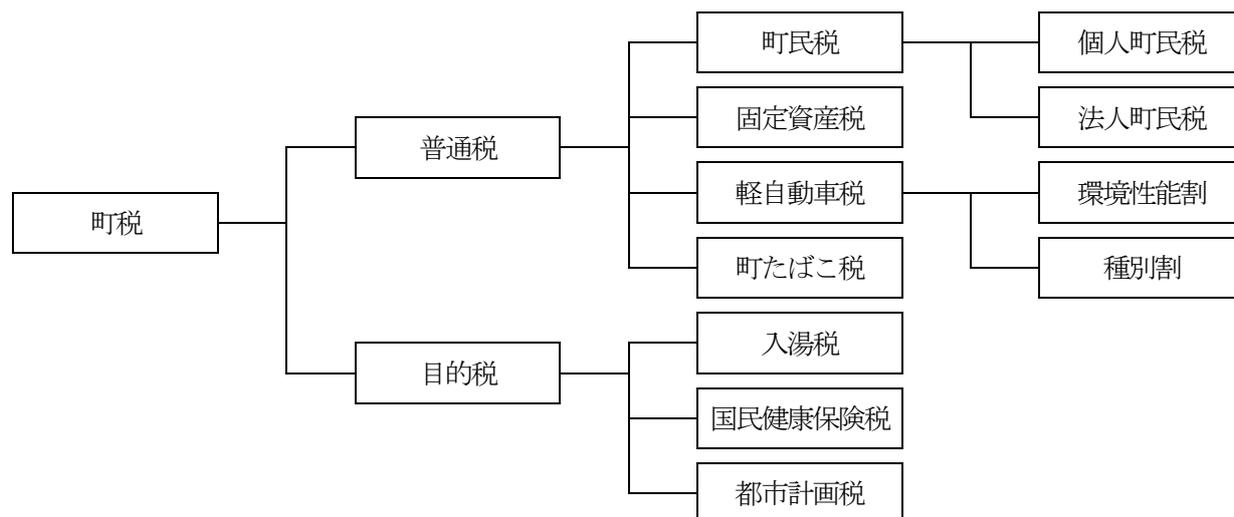
ぴったりサービスについて

# 税金

税金は、豊かな暮らしを維持するために必要な制度です。  
あなたの安全で快適な生活を支える大切な財源です。

町税について 問合せ：税務課（個人町民税（内線 181～183）  
法人町民税（内線 187）固定資産税・都市計画税（内線 185・186）  
軽自動車税（内線 184）

## 町税の体系



## 町民税

### ●個人町民税

毎年1月1日現在、町内に住所がある方に負担していただくもので、一定の金額で課税される均等割と所得に応じて課税される所得割があります。

#### ◆町民税が課税されない方

##### ①均等割も所得割もかからない方

- ・生活保護法によって生活扶助を受けている方
- ・障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親の方で前年中の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の年収に換算すると204万4千円未満）であった方

##### ②均等割がかからない方

前年中の合計所得金額が、28万円に本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（控除対象配偶者または扶養親族がある場合には、その金額にさらに16万8千円を加算した金額）以下の方

##### ③所得割がかからない方

前年中の総所得金額等が、35万円に本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（控除対象配偶者または扶養親族がある場合には、その金額にさらに32万円を加算した金額）以下の方

#### ◆納税の方法

個人の町民税の納税の方法には、普通徴収と特別徴収（給与所得者）と特別徴収（年金所得者）の3つがあり、そのいずれかによって納税することになります。

##### ①普通徴収の方法（事業所得者など）

納税通知書によって町から納税者に通知され、通常6月、8月、10月、翌年の1月の4回の納期に分けて納税していただきます。

##### ②特別徴収（給与所得者）の方法

特別徴収税額通知書により、町から給与の支払者を通じて通知され、給与の支払者が6月から翌年5月までの毎月の給与の支払いの際にその人の給与から税金を天引きして、これを翌月の10日までに町に納入するものです。これを給与所得にかかる特別徴収といい、給与の支払者を特別徴収義務者とよんでいます。

### ③特別徴収(年金所得者)の方法

納税通知書によって町から納税者に通知され、年金保険者が4月から翌年2月までの年金の支払いの際に年金から天引きして、これを翌月の10日までに町に納入するものです。これを年金所得にかかる特別徴収といい、年金保険者を特別徴収義務者とよんでいます。

### ●法人町民税

町内に事務所、事業所または寮などを持っている法人にかかる税金です。個人の町民税と同じように均等割と法人税割(法人税額に応じて負担)があります。

## 固定資産税

### ●土地、家屋、償却資産に課税される税金

毎年1月1日現在で、町内に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税されます。税額は、課税標準額に税率1.4%をかけて算出します。

なお、一定の住宅用地および新築住宅には、軽減措置があります。また、建替えや老朽化などで家屋を取り壊したり、家屋の増改築や用途変更をした場合は、税務課まで連絡をお願いします。

### ●課税されない場合

固定資産税の課税標準額が、次の額に満たない場合は、課税されません。

- ・土地/30万円
- ・家屋/20万円
- ・償却資産/150万円

## 都市計画税

### ●市街化区域内の土地、家屋に課税される税金

都市計画事業や土地区画整理事業に必要な経費に充てるための目的税です。

毎年1月1日現在で、町内に市街化区域内の土地、家屋を所有している方に課税され、固定資産税と合せて納付してもらいます。税額は、課税標準額に税率0.3%をかけて算出します。

固定資産税と同様に一定の住宅用地には軽減措置がありますが、新築住宅には軽減措置が無いなどの違いがあります。

### ●課税されない場合

固定資産税の課税標準額が、次の額に満たない場合は、都市計画税も課税されません。

- ・土地/30万円
- ・家屋/20万円

## 軽自動車税

### 1. 原動機付自転車および二輪車などの軽自動車税(種別割)の税率(年額)

車種(総排気量または定格出力)		税率	標識の色	登録・廃車手続きに関する取扱窓口
原動機付自転車	特定小型(注1)(0.6kw以下)	2,000円	白色(小型)	蟹江町役場 税務課
	新基準(125cc以下かつ最高出力4.0kw以下)	2,000円	白色	
	第一種(50cc以下または0.6kw以下) ※ミニカーをのぞく			
	第二種乙(50cc超90cc以下または0.6kw超0.8kw以下)	2,000円	黄色	

	第二種甲 (90cc 超 125cc 以下または 0.8kw 超 1.0kw 以下)	2,400 円	桃色	
	ミニカー (注2) (20cc 超 50cc 以下または 0.25kw 超 0.6kw 以下)	3,700 円	水色	
軽自動車二輪車 (125cc 超 250cc 以下または 1.0kw 超)		3,600 円	—	愛知運輸支局 ☎050(5540)2046
二輪小型自動車 (250cc 超)		6,000 円	—	
小型特殊自動車 (注3)	農耕作業用	2,400 円	緑色	蟹江町役場 税務課
	そのほかのもの	5,900 円		
ポータトレイラー		3,600 円	—	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 (コールセンター) ☎ 050(3816)1770

(注1) 長さ 1.9m 以下かつ幅 0.6m 以下及び最高速度 20km/h 以下のものが特定小型原動機付自転車に該当します。

(注2) 車室を有し、または側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5m を超える三輪以上のものがミニカーに該当します。

(注3) フォークリフトなどの小型特殊自動車で、公道を走らない車両についても軽自動車税(種別割)が課税されますので、軽自動車税(種別割)の申告を行い、標識の交付を受ける必要があります。

## 2. 四輪以上および三輪の軽自動車の軽自動車税(種別割)の税率(年額)

自動車検査証(車検証)に記載の 初度検査年月および【備考】の排出 ガスおよび燃費性能に関する事項 により、税率を判定します。		最初の新規検査を受けた日(初度検査年月)						
		旧税率	新税率			重課税率		
			標準税率	軽課税率(グリーン化特例)				
税率区分		概ね 75%軽減		概ね 50%軽減	概ね 25%軽減			
車種(総排気量)								
軽 自 動 車	三輪(660cc以下)	3,100 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,600 円	
	四輪 (660cc以下)	乗用営業用	5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	8,200 円
		乗用自家用	7,200 円	10,800 円	2,700 円			12,900 円
		貨物営業用	3,000 円	3,800 円	1,000 円			4,500 円
		貨物自家用	4,000 円	5,000 円	1,300 円			6,000 円
登録・廃車手続きに関する取扱窓口		軽自動車検査協会 愛知主管事務所(コールセンター) ☎050(3816)1770						

(1) 平成25年4月1日以降平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両は、旧税率が適用されます。

(2) 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両は、新税率が適用されます。

(3) 最初の新規検査から13年を超える車両は、グリーン化を進める観点から重課税率が適用されます。令和8年度は、平成25年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両が対象となります。ただし、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車および被けん引車は除きます。

《軽自動車税のグリーン化特例(軽課)について(令和8年度分)》

令和8年度に限り、令和7年4月1日以降令和8年3月31日以前に最初の新規検査を受け、一定の環境性能を有する場合は、下表の燃費性能に応じたグリーン化特例により税額が軽減されます。

各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

対象車（軽自動車）		内容	
3輪以上の軽自動車	電気自動車 燃料電池自動車	概ね75%軽減	
	天然ガス自動車		平成21年排出ガス規制 NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス規制適合
3輪以上の営業用乗用車	ガソリン車	令和2年度燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準+90%達成車	概ね50%軽減
	ハイブリッド車	令和2年度燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準+70%達成車	概ね25%軽減

※ガソリン車、ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス規制75%低減達成車（★★★★）または平成30年排出ガス規制50%低減達成車に限ります。

●課税される方

毎年4月1日現在に、1または2の表中の車両を所有している方

※軽自動車などについて、廃車、もしくは所有者（使用者）や定置場（保管場所）の変更の際には、1または2の表中の『取扱窓口』にて手続きが必要です。

※現在手元に車両がない場合や、車検が切れて使用しない場合でも、廃車手続きをしないと、いつまでも税金がかかります。1または2の表中の『取扱窓口』で廃車手続きを必ず行ってください。

**税金に関するおもな証明 問合せ：税務課（個人町民税（内線181～183）  
法人町民税（内線187） 固定資産税・都市計画税（内線185・186）  
軽自動車税（内線184）**

●お持ちいただくもの

本人の場合／身分証明書

代理人の場合／本人の委任状と代理人の身分証明書

名称	おもな証明内容	おもな使用目的	区分	手数料
固定資産評価証明	土地・家屋の評価額	資金の借入、保証人、相続税、贈与税の申告	1枚	200円
固定資産公課証明	土地・家屋の評価額・税相当額	不動産の売買	1枚	200円
資産証明	土地・家屋の所在地番	建築確認の申請、車庫証明の申請	1枚	200円
所得証明	収入金額、総所得金額	資金の借入、保証人	1枚	200円
課税証明	町民税の額、各控除の金額	私立幼稚園・高校・大学の授業料軽減および免除などの申請、保育所の入所手続、医療給付の申請	1枚	200円
営業証明	事業所の名称、所在地、営業種目	車の登録、入札、指名願	1枚	200円
納税証明 （税ごと、年ごと）	納税額、完納であることの証明	資金の借入、保証人	1件	200円
納税証明 （軽自動車車検用）	完納であることの証明	軽自動車の継続検査申請	1件	無料
完納証明	完納であることの証明	入札参加資格申請、補助金申請	1件	200円
住宅用家屋証明		登録免許税軽減申請	1枚	1,300円
台帳などの閲覧		土地・家屋の記載事項の確認	1枚	200円

土地整理図の閲覧		土地の形状などの確認	1枚	200円
----------	--	------------	----	------

**税金の納付について 問合せ：税務課（個人町民税（内線 181～183）  
法人町民税（内線 187） 固定資産税・都市計画税（内線 185・186）  
軽自動車税（内線 184）**

●町税の納付

町税の納付は、次の納付場所・納付方法がご利用いただけます。

◆蟹江町役場

◆蟹江町内に所在する金融機関の本支店

◆QRコード対応金融機関、QRコード対応スマホアプリ、クレジットカード決済については地方税お支払サイト（<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>）をご確認ください。

※「QRコード」とは「地方税統一QRコード」のことをさします。

※クレジットカード決済の手数料は、利用者負担となります。

地方税お支払サイト



QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

◆コンビニ（バーコード決済）

・納付書裏面に記載されたコンビニの各店舗

※合計金額が30万円を超える納付書は使用できません。

●口座振替について

◆口座振替制度

銀行などの預金口座から町税などを納める制度で、金融機関まで出かける手間が省け、そのうえ、納期を忘れることなく納税できる大変便利な方法です。

通帳および通帳の届出印を持参し、税務課または町内の金融機関の窓口へお申し込みください。なお、ゆうちょ銀行（郵便局）は直接ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口へお申し込みください。

◆取扱金融機関

- ・三菱UFJ銀行、三十三銀行、あいち銀行、百五銀行、名古屋銀行、大垣共立銀行、十六銀行
- ・いちい信用金庫、桑名三重信用金庫
- ・あいち海部農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行、郵便局

●町税納期一覧表

月 \ 税目	町民税	固定資産税	軽自動車税(種別割)	国民健康保険税
4月		1期分		1期分
5月			全期分	2期分
6月	1期分			3期分
7月		2期分		4期分
8月	2期分			5期分
9月				6期分
10月	3期分			7期分
11月				8期分
12月		3期分		9期分
1月	4期分			10期分
2月		4期分		11期分
3月				12期分

# 各種相談

各種相談を随時受け入れています。(行政相談を除く)

困りごとがあるときは、下記の相談窓口をご利用ください。

(★は要事前申込)

	種類	日時	場所	問合せ
くらし・税	行政相談	第4火曜日午前10時～正午	中央公民館	総務課 (内線 125)
	嘱託員連絡先	月～金曜日午前8時30分～午後5時15分	役場1階 総務課	総務課 (内線 125)
	税務相談	月～金曜日午前8時30分～午後5時	電話相談	津島税務署 ☎0567 (26) 2161
	人権相談 ★	月～金曜日午前8時30分～午後5時15分	随時	介護福祉課 (内線 135・136)
	心配ごと相談★	月～金曜日午前8時30分～午後5時15分	随時	社会福祉協議会 ☎0567 (96) 2940 介護福祉課 (内線 135・136)
	法律相談 ★ ※各日先着4人	第2・4金曜日午後1時～3時	多世代交流施設 「泉人(せんと)」	社会福祉協議会 ☎0567 (96) 2940
	相続・登記・成年 後見の相談 ★	偶数月第3水曜日午後1時～3時	多世代交流施設 「泉人(せんと)」	社会福祉協議会 ☎0567 (96) 2940
	成年後見相談★ (巡回相談)	第1木曜日午後1時30分～4時30分	役場1階相談室	海部南部権利擁護センター ☎0567 (69) 8181
成年後見相談★ (弁護士相談会)	第3木曜日午後1時～4時	海部南部権利擁護 センター	海部南部権利擁護センター ☎0567 (69) 8181	
女性	DV相談	月～金曜日午前8時30分～午後5時15分	保健センター2階 こども家庭課	こども家庭課 ☎0567 (94) 5666
	女性相談 (女性相談員)	月～金曜日午前9時～午後9時 土、日曜日午前9時～午後4時	電話相談	愛知県女性相談センター ☎052 (962) 2527
子育て	ひとり親相談	月～金曜日午前8時30分～午後5時15分	役場1階 こども福祉課	こども福祉課 (内線 156)
	出張子育て相談	「保健事業日程表」をご確認ください。		こども家庭課 ☎0567 (94) 5666
	子育て相談 ★	第3金曜日午前9時30分～11時	保健センター	こども家庭課 ☎0567 (94) 5666
	栄養相談 ★	第3金曜日午前9時30分～11時	保健センター	こども家庭課 ☎0567 (94) 5666
健康	成人いきいき 健康相談 ★	第2・4金曜日午前9時～11時	保健センター	健康推進課 ☎0567 (96) 5711
	食生活相談 ★	第4金曜日午前9時～11時	保健センター	健康推進課 ☎0567 (96) 5711
	こころの相談 ★	奇数月第3金曜日午後1時30分～3時30分	保健センター	健康推進課 ☎0567 (96) 5711
	メンタルヘルス 相談	月～金曜日午前9時～正午 午後1時～4時30分	津島保健所	津島保健所 ☎0567 (26) 4137
	あいちこころ ホットライン 365	年中無休午前9時～午後4時30分	電話相談	精神保健福祉センター ☎052 (951) 2881

	種類	日時	場所	問合せ
子ども・教育	青少年相談 ★	受付：火～日曜日 午前8時30分～午後5時15分 相談：火～金曜日 午前9時～正午 午後1時～5時	随時	生涯学習課 (内線 461・462)
	あいりす (不登校相談)	月～金曜日午前10時～午後3時	あいりす	あいりす ☎0567 (96) 4415
	教育相談	月～金曜日午前9時～午後5時	電話相談	愛知県総合教育センター ☎0561 (38) 2217
	教育相談こころの電話	午前10時～午後10時(年末年始は除く)	電話相談	(公財)愛知県教育・スポーツ振興財団 ☎052 (261) 9671
	ヤングテレホン	月～金曜日午前9時～午後5時	電話相談	愛知県警察 ☎052 (764) 1611
	子どもの人権110番	月～金曜日午前10時～午後5時15分	電話相談	名古屋法務局 ☎0120 (007) 110
	児童相談所全国共通ダイヤル	毎日24時間受付	電話相談	最寄りの児童相談所 ☎189
消費者	消費生活相談	事前予約制 受付:月～金曜日午前9時～午後4時30分	役場1階相談室	海部地域消費生活センター ☎0567 (23) 0150
	海部地域消費生活センター	月～金曜日午前9時～午後4時30分 (祝日・年末年始は除く)	海部地域消費生活センター	海部地域消費生活センター ☎0567 (23) 0150
就職	若年者就職相談	火～土曜日午前10時～午後5時 ※対象者 15～49歳の仕事についていない方とご家族 (祝日・年末年始は除く)	津島地域若者サポートステーション	津島地域若者サポートステーション ☎0567 (69) 4301
			いちのみや若者サポートステーション	いちのみや若者サポートステーション ☎0586 (55) 9286
	ヤング・ジョブ・あいち	月～金曜日午前8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始は除く)	あいち若者職業支援センター	ヤング・ジョブ・あいち ☎052 (232) 2351